WIS Total Support

ウイズ トータルサポート

概要書面(兼契約書面別紙)

エージェント登録に関する重要事項が記載されていますので、
この書面の内容をよくお読みいただき、十分にご理解ください。

本書面は、概要書面以外に、契約書面の別紙としても利用します。
契約書面の別紙として利用する場合は、本紙と一体として交付されます。

ウイズ株式会社

■ご挨拶

代表取締役社長
藤野 譲治

大手外資系生保の役員だった私は、それまでの常識や規制を打ち破り、日本で初めて、通信販売による保険加入を実現させました。
この大きな変革は、今日誰もが手軽にインターネットで保険に加入できる機会をもたらしました。

今後、急激に進むAIによる雇用不安、年金制度崩壊の危機、長寿不安という時代に、人々が将来への夢と希望を持てるよう手助けをしたい、との思いから、私はウイズ株式会社を起業しました。

ウイズビジネスの原点は、相互扶助の精神です。
賛同された方々との得られた利益は、広く社会に還元することに取り組んでいます。

私は、参加されるすべてのエージェントの方々の夢と希望と幸せを実現するために、全力でこのビジネスを成功に導いていく所存です。

■私たちの取り組み

私たちは笑顔が溢れる社会を目指し、その実現に向けて取り組んでいます。

World 世の中　**I**nnovation 変革　**S**mile 笑顔

世の中（World）に**変革**（Innovation）をもたらし、**笑顔**（Smile）で満ち溢れた社会を創りたい。そんな想いがWISの名称に込められています。事業を通じて出会う全ての人々に、笑顔を届けたい。私たちはそんな想いで日々活動を続けています。

概要・沿革

会社名	ウイズ株式会社
本社住所	東京都千代田区神田錦町3丁目17番地
設立	2014年8月20日

沿革

2014年 8月 ウイズ株式会社を設立
2014年11月 通信販売業（営業開始）
2014年11月『ドライブプロテクト』販売開始
2015年 9月『心配なし』販売開始
2016年 7月『夢でよかった♪』販売開始
2017年 6月『困ったなし』販売開始
2017年 7月『これなら頑張れる!』販売開始
2018年 9月 NPO法人国際支援活動協会を設立
2019年 5月『人生いろいろ♪』発売
2019年 5月 東京都千代田区へ本社を移転
2020年 1月『ホッとひと息』発売
2021年 1月『困ったなし 終身』販売開始
2022年 9月『これで万全』販売開始

■ ウイズの活動理念『全員参加型社会貢献活動』

私たちは、社会の一員として、全てのエージェントの皆さまが、“支える側”になっていただきたいという想いを込め、全員参加型の社会貢献活動を推進します。

エージェント

コミッション額
月10万円以上…3%
月50万円以上…5%

ウイズ

利益１％

特定非営利活動法人
国際支援活動協会
International Association of Support Activities

全員参加型社会貢献

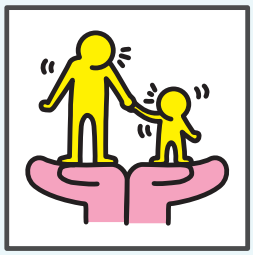
生活弱者・児童の自立

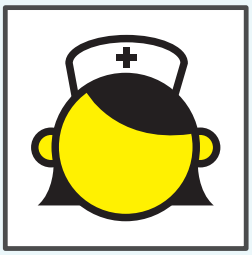
医療問題・医療研究

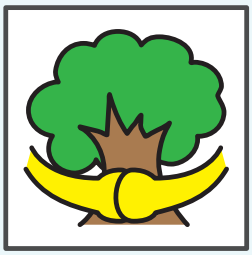
環境問題

私たちの社会貢献活動は、特定非営利活動法人国際支援活動協会を通じて、すべての人々が夢と希望を持ち、明るい未来を創造できる社会づくりに寄与することを目指します。

特定非営利活動法人
国際支援活動協会とは・・・

明るい未来を創造できる社会づくりに寄与することを目的に設立したNPO法人です。
恵まれない状況におかれている方への自立支援、環境問題、医療研究などに取組む皆さまと連携した支援活動を行っています。

未来つなぐ・・・

ホームページ：http://npo-ias.org

■ウイズの提携先について

WIS

通信販売業

物販・サービスの提供および
エージェント募集を行っています。

エージェント登録料
11,000円(税込)

ウイズの通販商品

ホッとひと息
情報提供サービス

ウイズビジネスを安定させる
7つのサービス

33,000円(税込)(初回のみ)

詳細は23ページへ

人生いろいろ♪

健康、生活、お金の悩みを
サポートするサービス提供商品

2,200円(税込)/月

加入するにはエージェント登録又はさわやかクラブへの入会が必要です。

さわやかクラブの詳細は28ページへ

労働者向け

事業者向け

さわやか 労働組合

- 無料労働相談
- 万が一の時の保障・補償
- 福利厚生制度

遵守法令	労働組合法
組合員対象者	労働者
組合費	年会費1,000円(年額)
開業届	不要

詳細は11ページへ

なごみ 共済協同組合

ご家族だけでなく、従業員も加入
できる福利厚生制度

遵守法令	中小企業等協同組合法
組合員対象者	法人・個人事業主
組合費	出資金1,000円(初回のみ)
開業届	必要

詳細は17ページへ

※エージェント登録される前に、37ページ～42ページ記載の「エージェント規約」の内容をよくお読みいただき、十分にご理解ください。

■ウイズのメイン商品『人生いろいろ♪』

人生いろいろ♪は**"人生100年時代を健康に生き抜く"**をテーマに、会員の皆さまを強力にサポートする商品です。

医療費負担が問題になってきている昨今、一人一人が健康を維持することがとても大切です。大病する前に予防をしっかり行うことが自分のため、家族のため、ひいては国のためにもなり、国民皆保険制度を守ることにも繋がります。さらに健康のみならず、日常生活で起きる突然のトラブルやお金の悩みの解決にも大いに役立つ商品になっています。

会員には会員カードを進呈!

裏面に各サービスの連絡先を記載!
持ち歩けば突然のトラブルも安心です♪

●3つの安心サポート●

Ⅰ 健康
ココロとカラダ 安心サポート

- 在宅検査
  - ①ミネラル検査サービス 6ページ▶
  - ②血液検査サービス 7ページ▶
- ③ドクターオブドクターズネットワークサービス 8ページ▶

Ⅱ 生活
日常トラブル110番 安心サポート

- ①住まいの駆けつけサービス 9ページ▶
- ②ロードサービス 10ページ▶

Ⅲ 家庭の経済
お金の相談安心サポート

- お金の相談室 10ページ▶

※29ページ～33ページに各サービスの規約がございます。内容をご確認の上、お申し込みください。

I健康 ①在宅検査『ミネラル検査サービス』

ココロとカラダ安心サポート

疲れがとれない、風邪を引きやすい、手足が冷える、情緒不安定、イライラ、記憶力の低下、めまい、抜け毛など病気とは言えないけれどなんとなく体調が悪い…**ミネラルバランスの崩れが原因かもしれません。**

有害金属がたまると体の正常な代謝が阻害され、様々な症状が起こります。

など

体の代謝に欠かせない必須ミネラルは有害金属の排出にも役立ちます。

☑ 有害金属汚染度チェック

☐ 風邪をひきやすい	☐ 下痢をしやすい	☐ 頭痛をおこしやすい	☐ 寝つきが悪い
☐ 情緒不安定だ	☐ むくみやすい	☐ 抜け毛が多い	☐ 便秘しやすい
☐ 肩がこる	☐ イライラしやすい	☐ 疲れやすい	☐ 冷え性だ
☐ 記憶力が低下した	☐ アレルギーがある	☐ 貧血だ	
☐ 顔色が悪い	☐ 注意力がなくなった	☐ 頻尿	

☑ チェックが**4つ以上**なら、**体内に有害金属が蓄積している**可能性があります。

ミネラル検査で、体内の必須ミネラルバランス・有害金属蓄積度を定期的にチェックしましょう!

毛髪ミネラル検査

後頭部の髪の毛を根元付近から約3cm、重さにして0.1gを採取した検体で検査を行います。

爪ミネラル検査

手の各指10本の爪を、約2mm採取した検体で検査を行います。
毛髪は切りたくない方にオススメです。

検査結果は約3週間で届きます!!

ミネラル検査でわかること

有害金属・必須ミネラル・準有害金属・参考ミネラルなど29元素を測定!

ミネラルバランスと有害金属の蓄積度

測定値に基づく各ミネラルの解説、推奨栄養素を表示。自己管理のための指標としてご利用いただけます。

経過が分かる

29元素(有害金属5元素・必須ミネラル12元素・準有害金属3元素・参考ミネラル3元素・その他金属6元素)の測定値を、数値の他にわかりやすい棒グラフで表示。過去3回分の履歴も出るので経過を確認

検査結果はWEBでも確認可能

検査結果はWEBでも確認可能なため、検査完了後、すぐに確認することができます。
※株式会社ら・べるびい予防医学研究所の無料オンラインサービス予医手帳への会員登録が必要です。

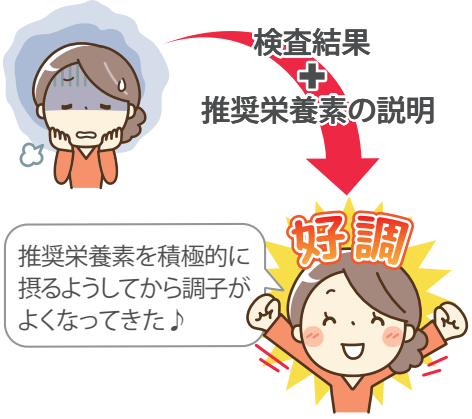

Ⅰ健康 ②在宅検査『血液検査サービス』

ココロとカラダ 安心サポート

血液検査サービスはこういった方におすすめ!

忙しくて健康診断をまめに受けられない

健康診断だけでは不安

健康管理が気になる

病院が苦手

最も気になる傷病ランキング TOP10

順位	傷病名
1	**高血圧症**
2	**糖尿病**
3	腰痛症
4	歯の病気
5	眼の病気
6	**脂質異常症(高コレステロール血症等)**
7	うつ病やその他のこころの病気
8	関節症
9	狭心症・心筋梗塞
10	肩こり症

2013年国民生活基礎調査(厚生労働省)を加工して作成

生活習慣病

高血圧症　糖尿病　脂質異常症

自覚症状がほとんどない・・・

血液で生活習慣病など気になる病気に関係する

中性脂肪
尿酸値
コレステロール
血糖値 など

様々な数値を調べることで、自身の健康状態を確認でき、健康管理に役立ちます!

指先から自己採血して郵送するだけ! 気になる病気や健康状態がわかる!!

血液検査キットは**全9種類**(2019年5月現在)

生活習慣病や**糖尿病**など気になる方が多い病気をチェックできる検査キットをご用意しました。

※血液検査キットの内容は予告なく変更となる場合があります。
最新のラインナップはWISモールにてご確認ください。

約5分でできる!　郵送費は無料!　4営業日前後　7営業日前後

血液検査キットが届いたら自己採取　郵送　分析　検査値の速報メール　解説付きの結果シート

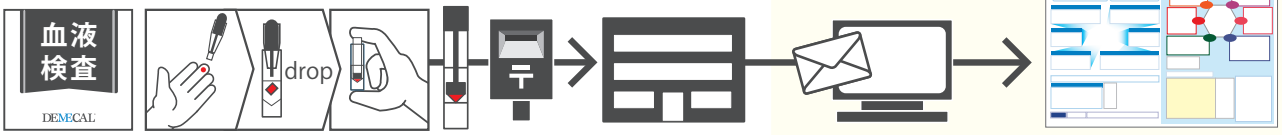

が希望者のみに届きます。

ミネラル検査2種類、血液検査9種類のうち**どれか1つ**を**年1回**WISモールで特別価格で購入できます。

ゴールドエージェント	シルバーエージェント	ブロンズエージェント	ダイレクトエージェント	エージェント
無料	**80%OFF**	**70%OFF**	**60%OFF**	**50%OFF**

※サービス提供開始前および年間2回目以降はタイトルに関係なく通常価格より20%OFFとなります。 ※価格はWISモールでご確認ください。

I健康 ③ドクターオブドクターズネットワークサービス

ココロとカラダ 安心サポート

ドクター等駐在の無料健康相談サービス

24時間 365日 対応

例えばこんなとき、ドクター・保健師・看護師 などの相談スタッフがサポート！

- 不意の怪我の応急手当ては!?
- 飲んでる薬の副作用を知りたい → 医療相談
- 家族の介護の事で相談がしたい → 介護相談
- 血液検査の結果が届いた。どんな注意が家庭でできるか知りたい → 健康相談
- 夜中に赤ちゃんが発熱！そんな時の対処方法 → 育児相談
- ストレスがたまって精神的にまいっている → メンタルヘルス相談

医療機関情報や専門医療情報を聞くことができる！

24時間 365日 対応

例えばこんなとき、40万件 以上の豊富なデータベースをもとにサポート！

- リハビリのできる病院を自宅近くで探したい
- 女性専門外来のある医療機関が知りたい → 専門の女医
- 自宅近くの人間ドックが受けられる施設を知りたい → 人間ドック
- 血液検査の結果、数値がよくなかった…精密検査ができる病院を知りたい → 病院の情報
- アトピー性皮膚炎の専門医が知りたい → 専門医の情報
- 胃の内視鏡検査で麻酔を用いる医療機関を知りたい → 医療の情報

セカンドオピニオンサービス 相談に応じて総合相談医を手配！

こんなときに！

- 主治医とは別の医師にも意見を聞いてみたい
- 医師に手術しか治す方法はないと言われたが…
- 高度な医療が必要と言われ、どうしたら良いかわからない
- 他の治療法がないかその専門分野の医師に相談したい

面談 または 電話 で セカンドオピニオン が受けられる！

※契約後にお手元に届く「人生いろいろ♪商品規約」で利用手順等をご確認の上ご利用ください。

II生活 ①住まいの駆けつけサービス 24時間365日対応

日常トラブル110番 安心サポート

水のトラブル

トイレを詰まらせてしまった…

蛇口から水が漏れてしまった!

鍵のトラブル

鍵を失くして家に入れない・・・

鍵が壊れて開かない!

ガラスのトラブル

窓ガラスが割れてしまった!

突然のトラブルにも電話1本で対応します!

項目	こんなときに・・・	作業内容	通常料金	会員特典
水廻り	トイレを詰まらせてしまった…	ローポンプを使用した詰まり解消作業	約10,000円~	無料
水廻り	キッチンから水が溢れてしまった…	排水溝の清掃、排水パイプの調整	約8,000円~	無料
カギ	カギを無くして家に入れない…	工具を使ったカギの開錠	約15,000円~	無料
ガラス	窓ガラスが割れてしまった…	ガラスの片付け及び養生作業	約10,000円~	無料

出張・作業料金 60分まで

豊富な拠点から
突然のトラブルに駆けつけます!

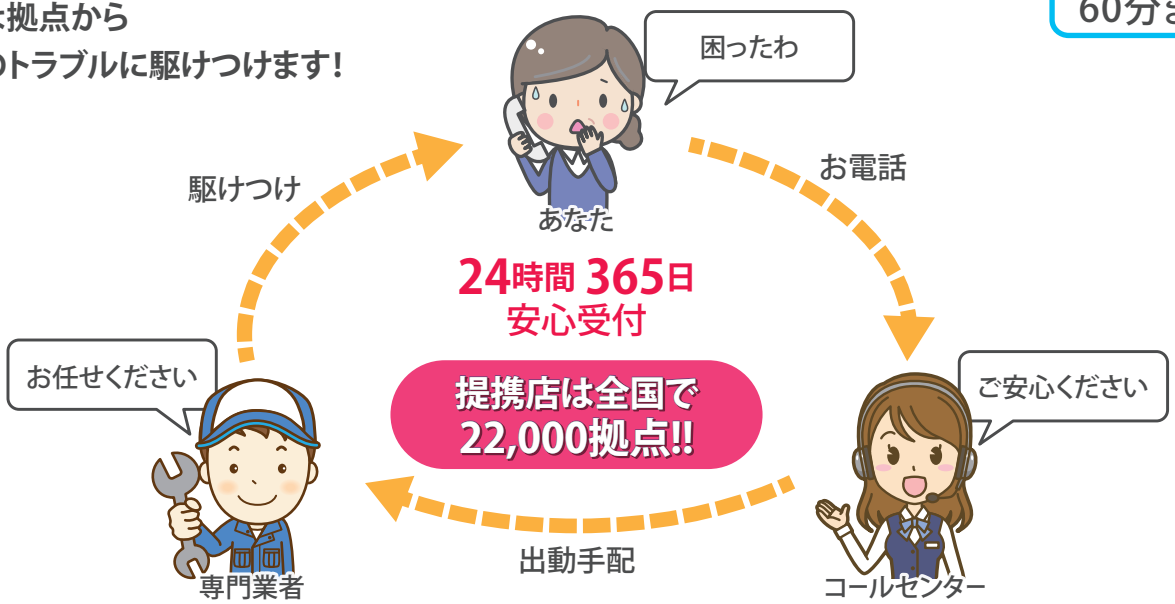

Ⅱ生活 ②充実サポートのロードサービス 24時間365日対応

日常トラブル110番 安心サポート

全国 **9,600拠点!** いち早く現場へ急行!!

- レッカー搬送 ※無料搬送距離30km
- パンク ※交換1本まで無料
- ガス欠 ※ガソリン代は実費
- バッテリー上がり
- キー閉じ込め

こんな大変なときも!手厚いサポート!

①事故現場と登録住所が直線距離で100km以上離れている
②自走不能でレッカーにより修理工場へけん引されている
③修理工場にて当日復旧ができない

①～③の条件が全て一致した場合
次のサービスが1つ対応可能!

- **レンタカーサービス** ※6時間分の料金が無料
- **帰宅費用サポート** ※1名あたり20,000円(税込)まで無料
- **宿泊費用サポート** ※1名あたり15,000円(税込)まで無料
- **緊急連絡サービス** ※2カ所まで事故連絡

Ⅲ家庭の経済 お金の相談室

お金の相談 安心サポート

税金や資産運用のことなど、専門的な知識が必要なお金の悩み・・・

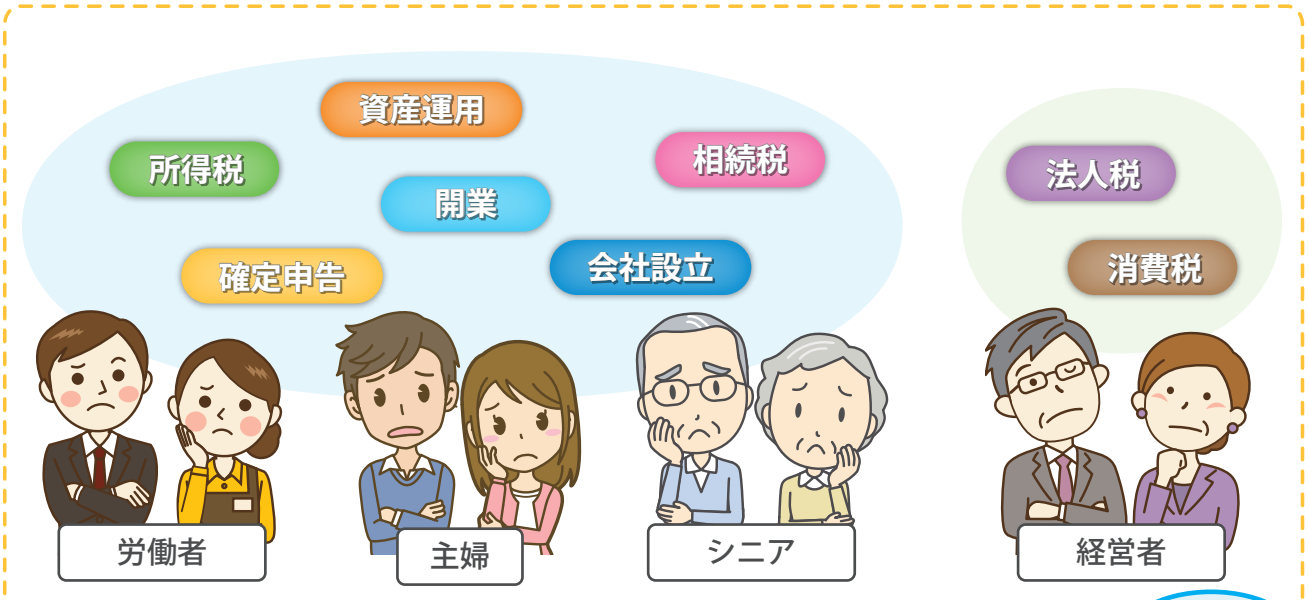

こういった悩みを『お金のプロ』が電話でアドバイス 電話相談無料

さわやか労働組合

さわやか労働組合とは？

『さわやか労働組合』は、労働者の労働条件向上と生活環境の充実、また、社会的・経済的な地位向上、ならびに福利厚生の充実を図ることを目的として2016年3月29日に結成大会を実施、2016年4月21日に法人登記を行いました。

組合への加入資格

全国にお住いのウイズエージェント、もしくはさわやかクラブの会員に登録している全国の労働者の方が対象となります。

組合費：1,000円（年額）

● あなたの日常生活をトータルサポート ●

万が一の保障・補償から国内最大級の福利厚生制度に至るまで！
ロープライスで4つのサポートをご用意しました。

安心のホットライン

生命共済で手厚くサポート

損害共済でトラブルをサポート

国内最大級の福利厚生

■安心のホットライン

さわやか労働組合の無料相談窓口

日本は諸外国にくらべ労働時間が長く、休みが少ないといわれています。
実際、悪質な企業経営による「過労死」や、厳しい労働条件による「自殺」等が社会問題となっています。
さわやか労働組合では、組合員への無料相談窓口を設置し、パワハラ、減給・降格、不当解雇、企業内いじめ、嫌がらせ、労働条件の不満、セクハラなどの労働に伴う相談事案へのアドバイスを行っています。

労働相談方法

メールを基本とした相談受付を行っております。
メールの場合、相談フォームよりお問い合わせください。ご相談時には相談内容をまとめた書面をご用意いただきますとスムーズな状況把握に繋がります。

■さわやか労働組合の生命共済で手厚くサポート

病気やケガにより入院することに…そんなときも安心!!
短期から長期入院をそれぞれ手厚く保障
入退院を何度繰り返しても保障!!

【定期】
[加入年齢]満5歳～満74歳 [更新年齢]満94歳 [契約更新]1年ごとの自動更新
【終身】
[加入年齢]満5歳～満74歳 [更新年齢]終身 [契約更新]1年ごとの自動更新

1入院
業界最長! **1,100日**

入院通算日数
これで安心!! **無制限**
入退院を何度繰り返しても保障!

入院共済金
初日から保障!
10,000円

手術共済金
10万円・20万円・40万円

退院共済金
60,000円
※4泊5日以上の入院後

通院共済金
通院保障!
6,000円(日額)
※4泊5日以上の入院後

先進医療見舞共済金
通算
500万円

ガン診断共済金
もしものガン診断にも
手厚く保障!
40万円

骨髄ドナー共済金
10万円

※2口コース加入の場合

例えば…

乳ガンで手術※し、14日間入院した場合 (2口コース加入)

入院共済金 **14万円** ＋ 手術共済金 **40万円** ＋ 退院共済金 **6万円** ＋ さらに!! **ガン診断共済金 40万円** ＝ 受け取れます! **合計 100万円**

※手術により給付倍率が異なります。

保障日数の違い

保障日数	A生命	B共済	困ったなし
1入院限度	60日	120日	1,100日!
通算支払	1,095日	700日	無制限!
再入院免責	180日	180日	なし!

これなら頑張れる!

プレニーズ死亡共済

『生きる』を完全サポート!! 社会復帰を応援します。
万が一の重度障害・死亡・高度障害に至るまでを幅広く保障

[加入年齢]満15歳～満74歳 [更新年齢]満94歳 [契約更新]1年ごとの自動更新

重度障害・死亡・高度障害共済金		造血幹細胞移植共済金
最大 1,000万円	＋	最大50万円

※2口コース加入の場合

障害状態になったときに手厚くサポート!

病気やケガにより、障害状態の診断を受けたときに、生活費等にかかる経済的な負担と社会復帰をサポートします。

万が一のときも保障!

万が一、死亡された場合には死亡共済金をお支払いします。

※既に重度障害共済金をお支払いしていた場合は、死亡共済金の50%をお支払いします。

造血幹細胞移植も安心! "生きる"をサポート!

造血幹細胞移植後は免疫が低下し、感染症のリスクが高まります。無菌環境を整えるためにかかる費用などの金銭的な不安を解消し、治療に専念できるようサポートします。

※1口500万円・2口1,000万円コースをお選びいただけます。

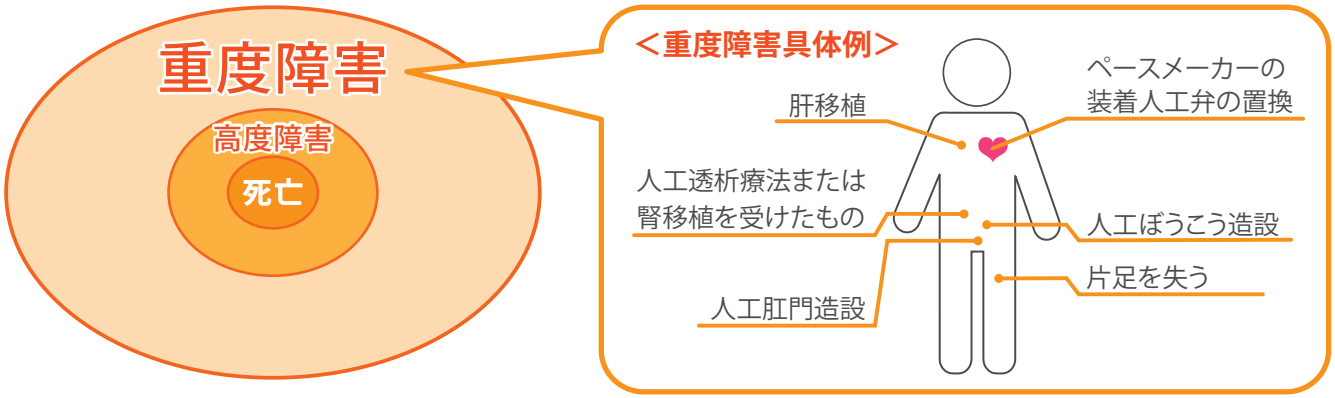

共済金保障額 2口コース加入の場合(1口コースは半額になります)

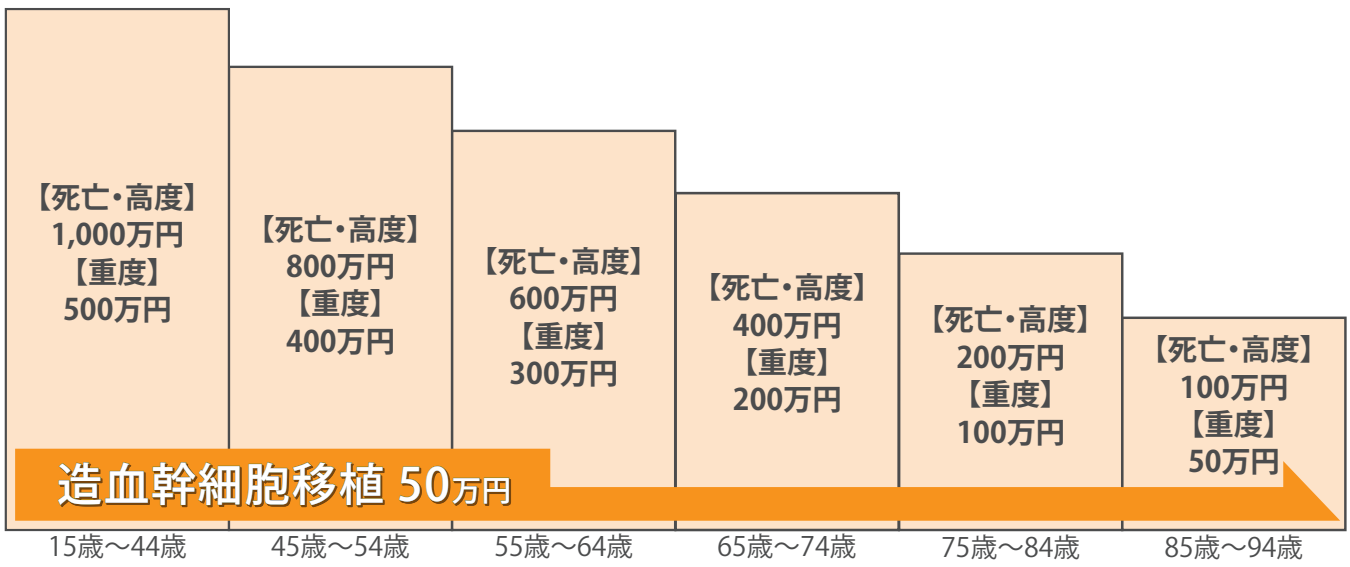

※各共済の『共済掛金表』等詳細は34ページ～35ページに記載されております。

New

これで万全

長期入院保障共済

長期間、働けない状態になってしまったときの生活費をサポート
支える家族の強い味方に!

[加入年齢]満20歳～満74歳 [更新年齢]終身 [契約更新]1年ごとの自動更新

特長 1

病気やケガで長期入院したとき、
入院費用などで減った貯蓄や家族の生活費をサポート!

就労不能状態(入院)61日目～最長1,040日間を長期補填 ※精神疾患は最長60日間

特長 2

60日型、120日型etcの医療保険しか準備していない方へ

就労不能状態(入院)が長期化し、
収入減により家計が厳しくなる期間の保障を準備できます。

特長 3

掛金が上がらない終身タイプ

加入時の掛金が一生上がらない終身タイプをお手頃な掛金でご用意

加入している医療保険を解約することなく追加で万全!

長期入院

(例) 病気で10ヵ月間(300日)の長期入院した。

医療保険
60日型
＋
これで万全
加入の場合

「これで万全」からは**240日分**を保障!

日額5,000円の場合、共済金合計は**120万円!**(月々に換算するとひと月あたり**15万円**)

再入院

(例) 脳卒中で入院。100日後に退院したが、約3ヵ月(100日)後に再入院し、30日後に退院した。

医療保険
60日型
＋
これで万全
加入の場合

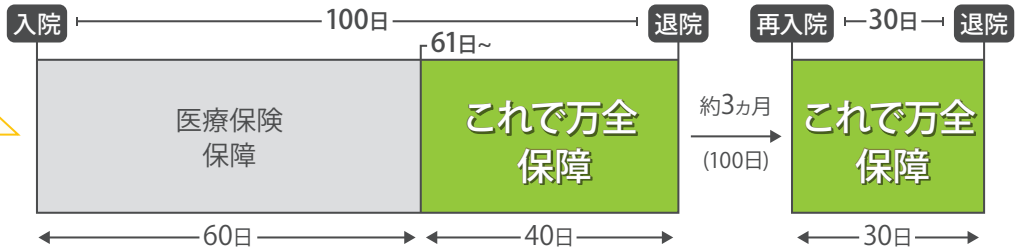

「これで万全」からは**70日分**を保障! 日額5,000円の場合、共済金合計は**35万円!**

※この共済の『共済掛金表』等詳細は35ページに記載されております。

■さわやか労働組合の損害共済でトラブルをサポート

夢でよかった♪ 交通事故相互共済

掛金は月々わずか1,000円!1日約33円で被害者の場合はもちろん、加害者になってしまった場合も同じ補償を受けられる!

[加入年齢]満1歳～満79歳 [更新年齢]満94歳 [契約更新]1年ごとの自動更新
(満16歳未満の方は単独加入できません)

交通事故を起こしてしまっても、自動車保険に入っているから大丈夫!と思っていませんか?
被害者、搭乗者は自動車保険がカバーしてくれますが、**加害者のあなたをカバーしてくれません。**

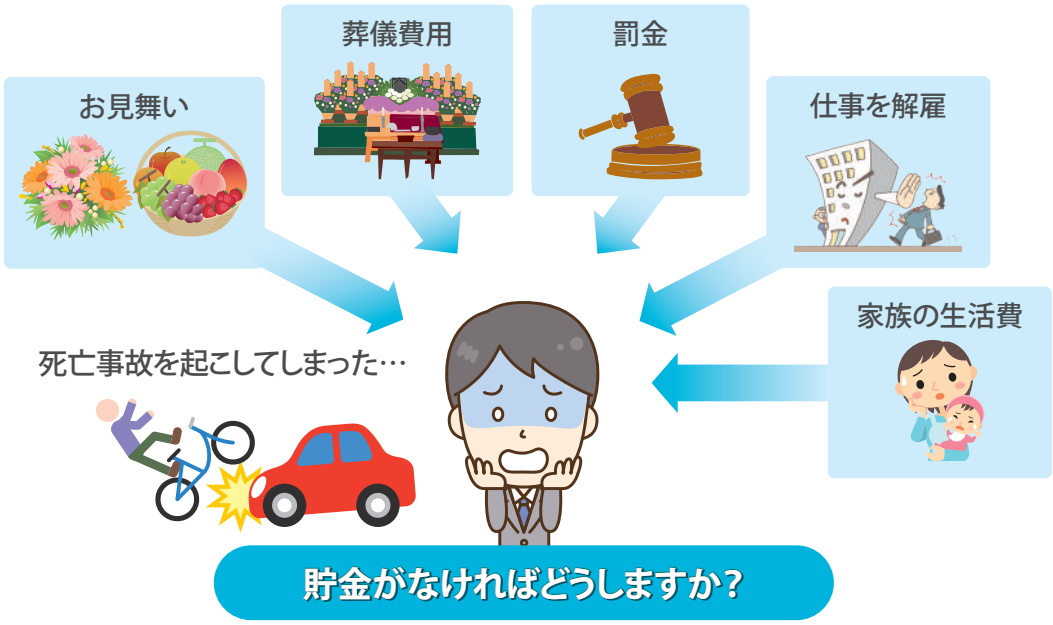

夢でよかった♪ はこんなときに役立ちます!

死亡 させてしまった(した)場合

死亡共済金 5,000,000円

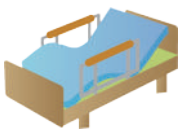

入院
させてしまった(した)場合
(5泊6日以上の入院の場合)
10万円をお支払い

骨折
させてしまった(した)場合
5万円をお支払い

後遺障害
にさせてしまった(した)場合
(等級によって金額が異なります)
1級500万円～14級10万円

※させてしまった場合の共済金給付対象は、被共済者の過失割合が51%以上の場合です。

死亡させてしまった場合

ご一報にて
共済金250万円※
翌営業日までにお支払い!

書類提出後
共済金250万円※

※共済期間の支払い限度は500万円です。既に共済金を支払っていた場合は、残額の50%となります。
※させてしまった場合の共済金給付時期は、当該事故の過失割合が51%と判断できない場合、過失割合確定後となります。

※この共済の『支払事由』等詳細は35ページに記載されております。

なごみ共済協同組合

なごみ共済協同組合とは？

なごみ共済協同組合は、組合員とそのご家族の皆さまの、安心とゆとりある暮らしをお守りすることを目的に、2013年に「中小企業等協同組合法」に基づく事業協同組合として関東経済産業局の認可を受け、現在、東京都の管轄のもとで共済事業を行っています。既存の生命・損害保険にはない、組合員のニーズに応える共済商品を、安価でご提供しています。

なごみ 共済協同組合

組合への加入資格は？

日本標準産業分類（小売業）に定める通信販売・訪問販売小売業又はその他の無店舗小売業を行う事業者が対象となります。

組合出資金：1,000円（初回のみ）

対象地区について36ページをご覧ください。

■なごみ共済協同組合の共済商品

ドライブ プロテクト DRIVE PROTECT 交通事故相互共済

突然起こる交通事故。もし、あなたが加害者になったら…
被害者でも・加害者でも共済金をお支払いします。
掛金は月々わずか1,000円！1日約33円でしっかり補償！

[加入年齢満1歳～満79歳 [更新年齢満94歳 [契約更新]1年ごとの自動更新
（満16歳未満の方は単独加入できません）

死亡事故を起こしてしまった…

加害者のあなたを保険会社はカバーしてくれません。

貯金がなければどうしますか？

ドライブプロテクトに入っていれば…

死亡させた場合 死亡共済金	5,000,000円
ご一報にて 250万円	翌営業日までにお支払いしますので葬儀・お見舞金等の費用としてお使いいただけます。
残りの共済金 250万円	当面の家族の生活費をサポートできます。

※させた場合の共済金給付時期は、当該事故の過失割合が51%と判断できない場合、過失割合確定後となります。

死亡共済金だけではありません！

入院をさせた(した)場合	骨折をさせた(した)場合	後遺障害状態にさせた(なった)場合
5泊6日以上の入院の場合 10万円をお支払い	5万円をお支払い	1級500万円～14級10万円

※させた場合の共済金給付対象は、被共済者の過失割合が51%以上の場合です。

入院相互共済

しんぱいなし

SHINPAI NASHI

日帰り入院から最長1,100日の入院まで!
手術一時金・通院もお支払いします。

[加入年齢]満5歳～満79歳 [更新年齢]満94歳 [契約更新]1年ごとの自動更新

とっても長い保障期間

入院最長 **1,100日**
超長期型入院保障を実現!

同じ病気でも免責期間なし!

入院退院を**何度繰り返しても**
心配なし!

日帰り入院対応!

日帰り入院からの
短期入院も心配なし!

何度でも!

手術も倍率に応じて!

退院後も充実保障!

退院したら**お祝い金!**
通院も保障

高額な医療費をサポート!

全てのコースについている
先進医療保障!

入院日額で選べる4つのコース

	10,000円コース	5,000円コース	60歳～ 3,000円コース	75歳～ 1,000円コース
入院共済金 (日帰り入院から)	10,000円	5,000円	3,000円	1,000円
手術共済金 (回数無制限)	10万・20万・40万	5万・10万・20万	3万・6万・12万	1万・2万・4万
退院共済金 (4泊5日以上入院後)	60,000円	30,000円	18,000円	6,000円
通院共済金 (4泊5日以上入院後)	6,000円	3,000円	1,800円	600円
先進医療共済金	通算 **1,000**万円			

※入院日額10,000円コースは職業等によってご加入いただけない場合があります。詳しくは、36ページをご確認ください。

保障内容(入院日額10,000円コースの場合)

入院

通算1,100日 日帰りから長期入院まで

1,100日×日額10,000円=

最高1,100万円

突然の入院でも
心配なしだね!!

手術

手術保障は回数無制限
1回につき
10万円・20万円・40万円
※金額は給付倍率表によります。

退院

4泊5日以上入院し
退院したとき
1回の入院につき**60,000円**
※入院共済金日額の6倍

通院

4泊5日以上入院した後の通院
1回につき**6,000円**
※入院共済金日額の60%×通院日数

先進医療

先進医療による治療を
受けたとき
通算 **1,000万円**

※各共済の『支払事由』・『共済掛金表』等詳細は36ページに記載されております。

ウイズビジネス

■6つの最大の特徴

ポイント1	ポイント2	ポイント3
少額の資本で参入できる	マーケットが大きい	在庫等のリスクが全くない

ポイント4	ポイント5	ポイント6
ノルマがない	権利収入が確保できる	全員参加型の 社会貢献ビジネス

■さわやか共済商品 選べる4つのセットプラン

これひとつで安心!ウイズがオススメするビジネスセット!!

フルセット

人生いろいろ♪
入院相互共済 困ったなし
これなら頑張れる! プレニーズ死亡共済
これで万全 長期入院保障共済
夢でよかった♪ 交通事故相互共済

あなたのニーズに合わせた3種類のセットからもお選びいただけます。

生命共済セット

入院相互共済 困ったなし
これなら頑張れる! プレニーズ死亡共済
これで万全 長期入院保障共済

総合共済セット

入院相互共済 困ったなし
これなら頑張れる! プレニーズ死亡共済
これで万全 長期入院保障共済
夢でよかった♪ 交通事故相互共済

プレミアムセット

夢でよかった♪ 交通事故相互共済
入院相互共済 困ったなし
これなら頑張れる! プレニーズ死亡共済
人生いろいろ♪

※単品での加入も可能です。

■フルセット月掛金目安

フルセット

	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男性	7,540円	8,560円	10,640円	14,440円	20,590円
女性	7,260円	8,170円	9,680円	12,390円	16,590円

【月掛金算出方法】

人生いろいろ♪ (2,200円(税込)/月) ＋ 困ったなし 定期 月掛金(年齢別) 1口5,000円コース ＋ これなら頑張れる! 月掛金(性別・年齢別) 1口コース ＋ これで万全 月掛金(年齢別) 1口5,000円コース ＋ 夢でよかった♪ 月掛金(1,000円) の場合

※各共済の掛金表は34ページ～35ページに記載されております。

■特典について

フルセットに加入すると、特典がつきます!

フルセットに加入していない場合	
エージェント更新料	2,200円(税込)/年
コミッション振込手数料	550円(税込)/回

フルセットに加入している場合※	
エージェント更新料	永久免除
コミッション振込手数料	0円

年間最大8,800円お得!

※1年間契約が継続していることが条件となります。

■魅力あるボーナスプラン

1.ユニレベル

直接紹介の在籍数によって、1～5レベルまでのコミッションを取得できます。

	人生いろいろ♪ 損害共済		生命共済		取得条件・タイトル名 (人数は直接紹介の在籍数)	コミッション名
	エージェント	家族会員 さわやかクラブ会員	エージェント	家族会員 さわやかクラブ会員		
1	10%	30%	10%	30%	1人(スター①)	基本プラン
2	5%	1%	3%	0.5%	2人(スター②)	
3	5%	1%	3%	0.5%	3人(スター③)	
4	5%	1%	3%	0.5%	4人(スター④)	
5	3%	1%	3%	0.5%	5人以上(スター⑤)	
6	3%	1%	3%	0.5%	ダイレクト・エージェント以上	スタートダッシュボーナス
7	2%	1%	3%	0.5%	ブロンズ	リーダーボーナス
8	2%	0.5%	3%	0.5%	シルバー	
9	2%	0.5%	3%	0.5%	ゴールド	

※家族会員およびさわやかクラブ会員の適用について
2019年5月12日以降に申込まれた家族会員およびさわやかクラブ会員の契約が対象となります。ただし、既契約および再加入は除きます。

2.スタートダッシュボーナス

エージェント登録月の翌月1日から3ヵ月間を「スタートダッシュチャレンジ期間」とし、本期間の最終日時点で直接紹介の在籍数が6人以上いる場合、6レベル目のコミッションを取得できます。
3ヵ月経過後は在籍数12人達成で6レベル目のコミッションを取得できます。(期間の制限はありません)

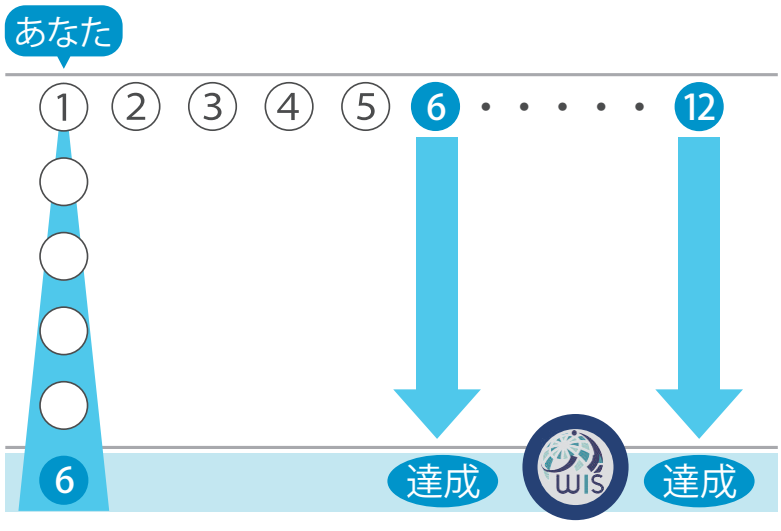

ダイレクト・エージェント(DA)

直接紹介の共済商品等に加入しているビジネスエージェント数が6人(または12人)未満になればDAではなくなります。
ただし、再度6人(または12人)以上になればDAは復活します。

3.リーダーボーナス

ダイレクト・エージェント(DA)以上がチャレンジできるボーナスです。
下表の各タイトル毎のⅠ、Ⅱ両方の昇格条件を達成すると、7レベル以降のコミッションを取得できます。

タイトル	昇格条件（リーダーボーナス）	レベル
ブロンズ	Ⅰ. グループ総在籍数200人以上 Ⅱ. Ⅰのうち、最も大きなグループを除いた人数が100人以上	7レベル
シルバー	Ⅰ. グループ総在籍数400人以上 Ⅱ. Ⅰのうち、最も大きなグループを除いた人数が200人以上	8レベル
ゴールド	Ⅰ. グループ総在籍数1,000人以上 Ⅱ. Ⅰのうち、最も大きなグループと2番目に大きなグループを除いた人数が300人以上	9レベル

4.ダイナミックコンプレッション

ダイナミックコンプレッションとは、ペイライン外においてタイトル差で生じる支払われなかったコミッションを、すべて受け取ることができます。

あなたのタイトル − グループの最高タイトルランク ＝ 差 %

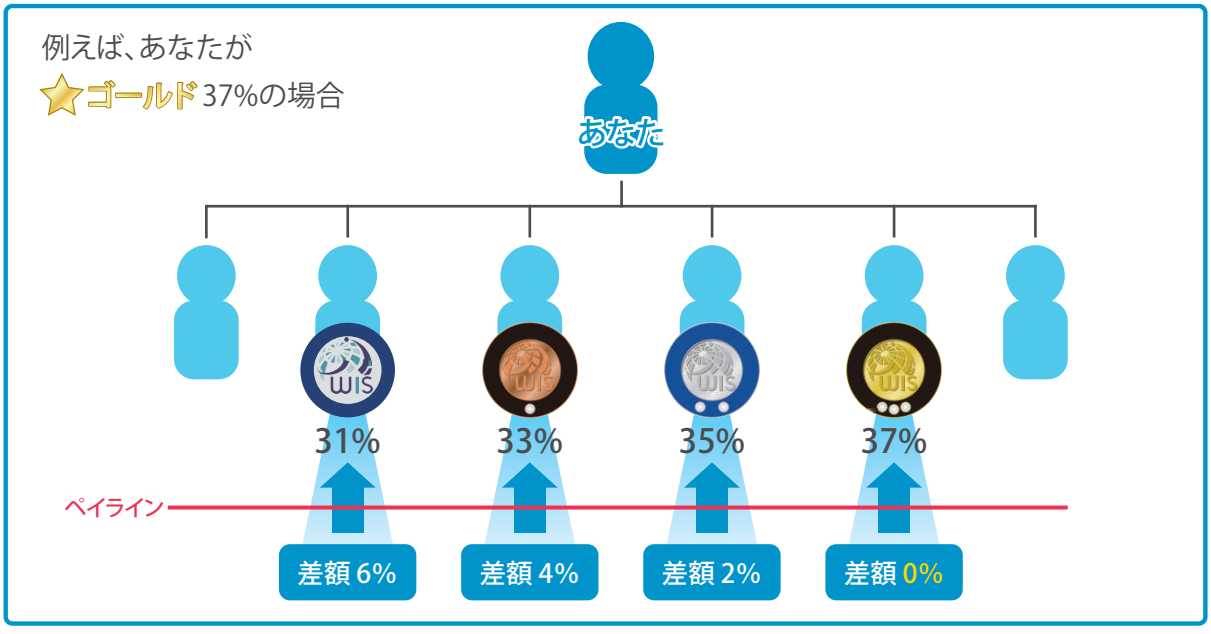

■ホッとひと息 情報提供サービス

ウイズビジネスを安定させる7つのサービス

商品価格:33,000円(税込)(初回のみ)

※33ページに規約がございます。内容をご確認の上、お申し込みください。

1 タイトル維持

例えば、あなた(タイトル:DA)の直の1人が1ヵ月分の掛金・会費が未納だった場合

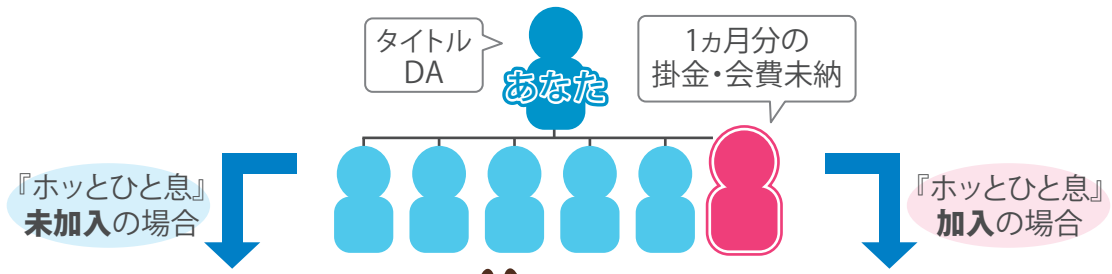

タイトルが1つ下の『スター⑤』に…

▼レベル別集計例

レベル	共済加入人数	合計金額	コミッション合計金額
1	7人	23,760円	2,376円
2	9人	43,370円	2,168円
3	23人	148,810円	7,440円
4	54人	460,820円	23,040円
5	124人	1,138,890円	34,166円
6	214人	1,729,165円	~~51,873円~~

6レベル目のコミッション**51,873円**はもらえない…

タイトル:DAが維持される!

※ただし、この直の1人が失効した場合はスターVになります。

つまり!『ホッとひと息』に加入していれば!

6レベル目のコミッション **51,873円** がもらえる!!

2 ロールアップ救済

例えば、あなたが親の介護で実家に3ヵ月帰省している間に共済掛金を支払い忘れて共済契約が失効してしまった場合

『ホッとひと息』**未加入**の場合

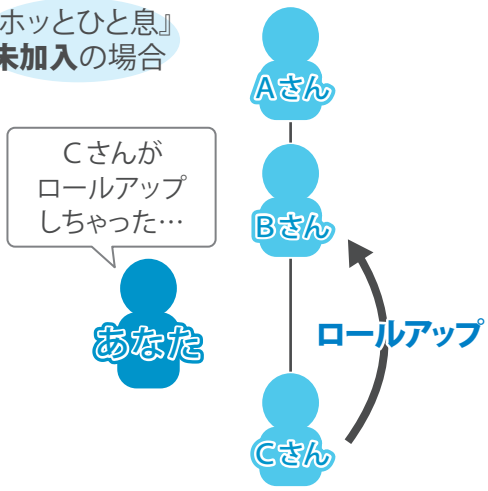

ロールアップしてしまうとCさんからのコミッションは永遠になくなってしまいます。

『ホッとひと息』**加入**の場合

失効してから**1ヵ月以内に再加入**することで**ロールアップを回避**することができる!! ※通算2回まで。

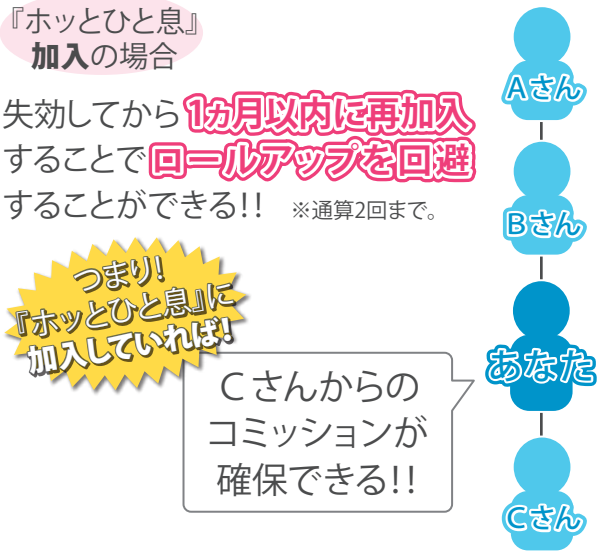

※ロールアップの詳しい説明は27ページをご覧ください。 ※『ホッと ひと息』加入前に発生したロールアップは回避されません。

3 コミッション

翌月に『ホッとひと息』料金**33,000円**(税込)から**コミッションが受け取れる!**

レベル	コミッション率	コミッション金額
1	20%	6,600円
2	10%	3,300円
3	10%	3,300円
4	10%	3,300円
5	10%	3,300円
6	10%	3,300円
7	2%	660円
8	2%	660円
9	2%	660円

例えば、あなたがエージェント登録をして1ヵ月で30人の仲間を作った場合
(30人が『ホッとひと息』加入)

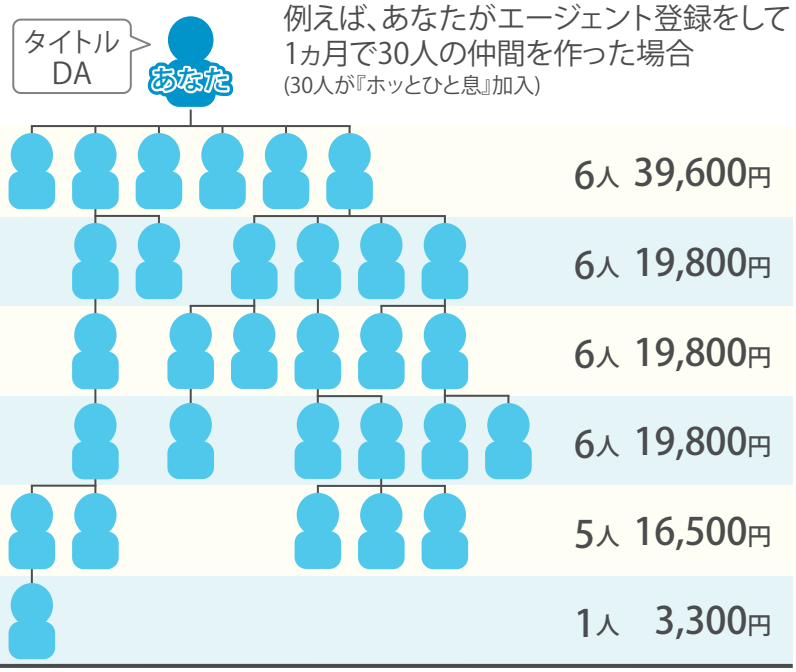

コミッション合計金額 **118,800円**

※『ホッとひと息』からのコミッションは1契約に対して1回のみ支払いとなります。

4 セカンドポジションサービス

本人と同一名義でもう1つポジション**「セカンドポジション」**を持つことができるようになります。
ただし、登録は本人名義の直のみです。

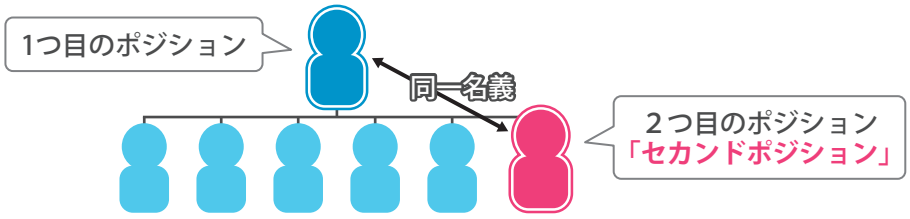

セカンドポジションを持つとどうなる？

例えば、2つのポジションで1ヵ月
合計30人の組織を構築した場合

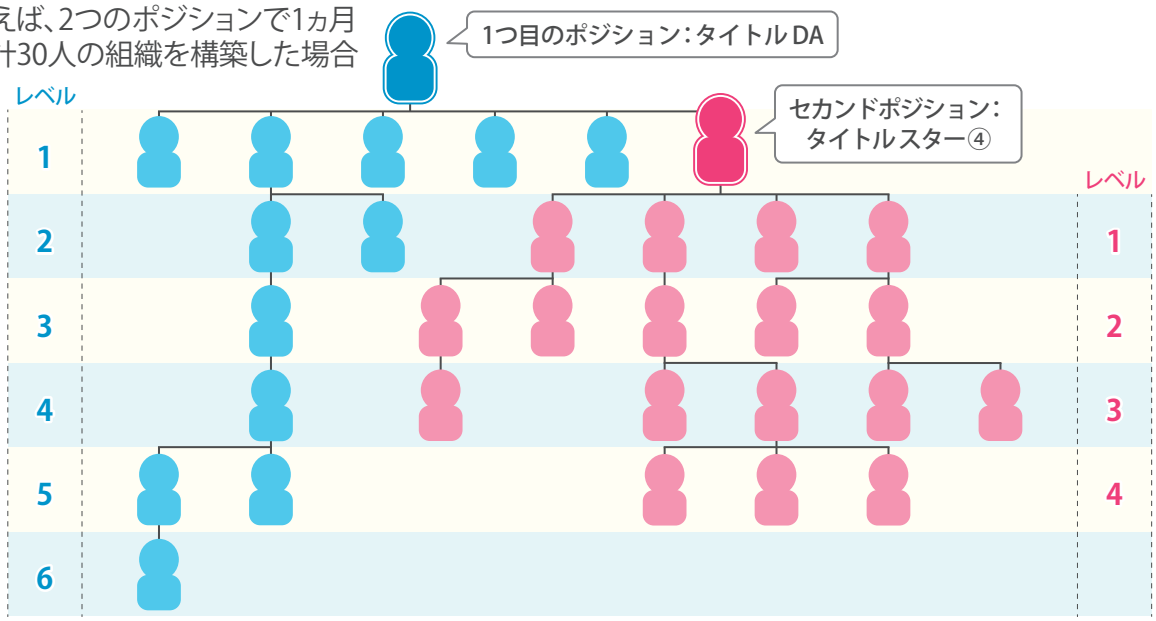

1つ目のポジション：タイトルDA

レベル	コミッション率	コミッション金額	人数	コミッション金額合計
1	20%	6,600円	6人	39,600円
2	10%	3,300円	6人	19,800円
3	10%	3,300円	6人	19,800円
4	10%	3,300円	6人	19,800円
5	10%	3,300円	5人	16,500円
6	10%	3,300円	1人	3,300円
		合計		118,800円

セカンドポジション：タイトルスター④

レベル	コミッション率	コミッション金額	人数	コミッション金額合計
1	20%	6,600円	4人	26,400円
2	10%	3,300円	5人	16,500円
3	10%	3,300円	5人	16,500円
4	10%	3,300円	3人	9,900円
		合計		69,300円

セカンドポジションなし

1つ目のポジション分
118,800円のみ

セカンドポジションを持っていると！

1つ目のポジション分 118,800円

＋

セカンドポジション分 69,300円

ホッと ひと息 合計コミッション 188,100円

さらに!!

『ホッとひと息』コミッションだけでなく、共済コミッションも両方のポジションから受け取ることができる！

ホッと ひと息 コミッション ＋ 共済 コミッション

※『ホッとひと息』からのコミッションを受領するには、セカンドポジションでも別途33,000円（税込）が必要です。

5 新規登録完了をメールでお知らせ

ご自身から発生するグループで新規登録が上がった際、リアルタイムでメールにて登録完了のお知らせを受信することができます。

このお知らせメールで、
・頑張っているメンバーがわかる!
・グループのフォローがすぐできる!
つまり!グループの活性化に繋がるよ♪

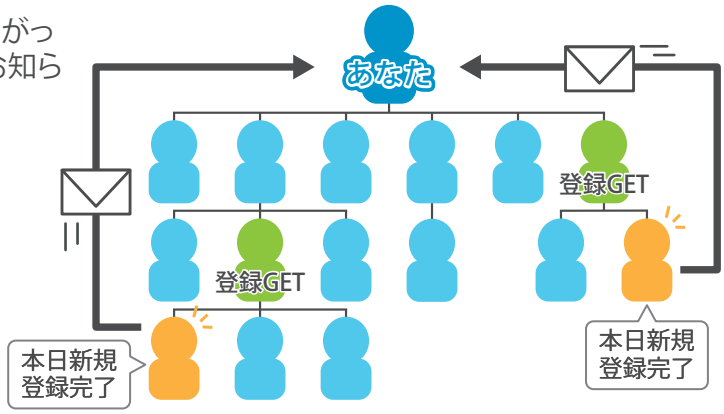

6 権利譲渡サービス

エージェント権利譲渡で発生する
譲渡手数料11,000円(税込)を免除!

譲渡手数料
11,000円(税込)

免除

エージェント死亡による権利譲渡を
行う際の権利譲渡期間が180日に!

権利譲渡期間(通常)
90日

180日

『ホッとひと息』に加入していれば!

実例
葬儀や各種手続きなどを終えて遺品整理をしていたら、故人がエージェント活動をしていたことが分かったが、譲渡期間90日が過ぎていてエージェント権利を相続できなかった。

約半年と長い譲渡期間中に故人が築いた権利収入をしっかり相続!

※譲渡後、権利収入を得るには商品や共済に加入する必要があります。
※エージェント権利譲渡の詳細は33ページの『ホッとひと息』利用規約および37ページのエージェント規約をご確認ください。

7 シェアリングボーナス

『ホッと ひと息』の売上げの一定額をブロンズ以上のタイトル保持者に年2回(査定月:6月・12月)に分配する制度です。※年2回の計算期間は1月～6月分(８月コミッション支給)、7月～12月分(2月コミッション支給)となります。

売上げ一定額 ➡ ブロンズ以上のタイトル保持者に分配

会社の成長 ＝ **エージェントの収入**

例
月間エージェント登録数 **1,000人** × 『ホッとひと息』料金の5% **1,650円** ＝ 月の分配合計額 **165万円**

月の分配合計額×12ヵ月 **1,980万円** ÷ ブロンズ以上タイトル保持者 **約80人** ＝ **年間の1人当り分配額 247,500円**

支給条件
- ブロンズ以上のタイトル保持者で、『ホッとひと息』とフルセットに加入していること
- 『人生いろいろ♪』の加入人数でブロンズ以上のタイトルをクリアしていること
- ウイズの行事やセミナーに積極的に参加していること

※査定月の末日時点で条件をクリアしていればシェアリングボーナスを受け取ることができます。

■ウイズビジネスの『注意点』と『救済措置』について

注意点:ロールアップについて

ウイズビジネスでコミッションを得るためには、ご本人の加入あるいは購入が必要です。
ご本人の未加入・未購入または解約・失効等で、コミッション受領権を喪失した場合、その方のグループ上位の方へコミッションが支払われることとなります。これを「ロールアップ」といいます。

ロールアップが発生する主な場合

- エージェント自身が加入・購入していないものを他者に勧め、他者が加入あるいは購入した場合
- エージェントより先に、紹介した他者が加入あるいは購入した場合(同月内除く)
- エージェント自身が、契約を解約・失効した場合

例えば… あなたが商品(人生いろいろ♪や各共済)に加入していなく、先にBさんが加入した場合、加入していない商品のコミッションはロールアップとなり、受け取ることができません。(同月内を除く)

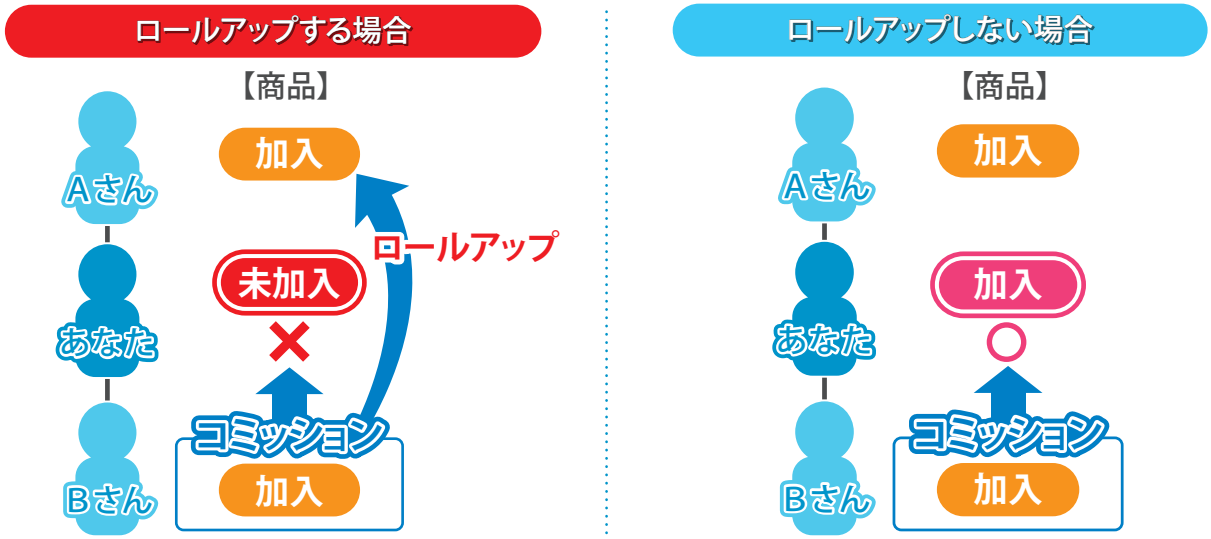

救済措置:代理加入について

医療共済等はエージェント自身の体況や年齢により加入いただけないケースもあります。その場合に、コミッションをエージェントがきちんと受け取るようにするために、エージェントの3親等以内の親族がエージェントの代理で共済加入することができます。

身体上の理由で加入できない場合(例)

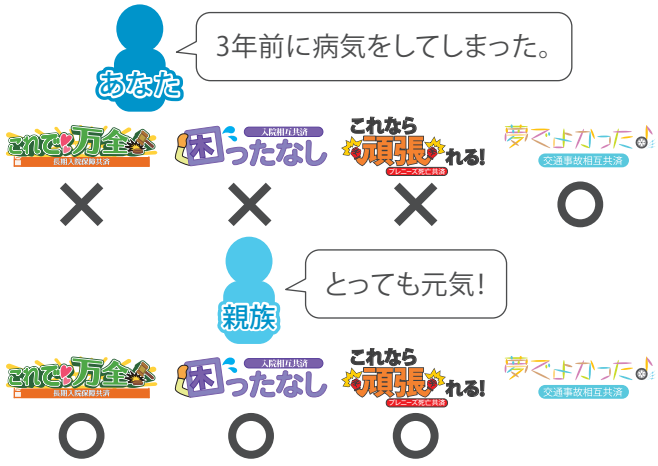

加入年齢を過ぎてしまった場合(例)

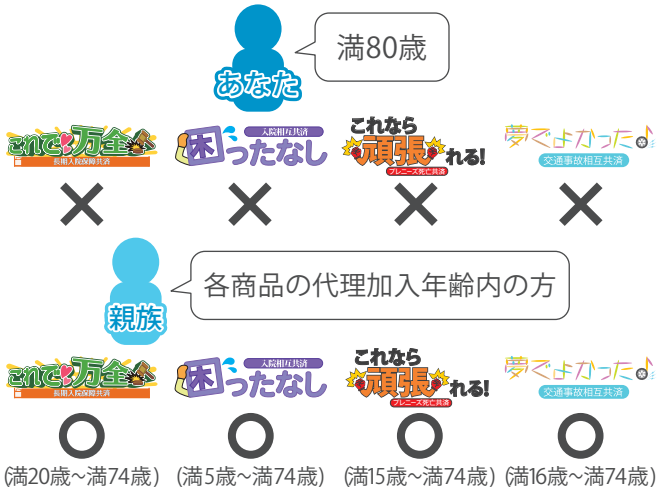

※告知内容によってはお引受けできない場合があります。

■さわやかクラブについて

さわやかクラブとは?

エージェント活動はしないけれど「**人生いろいろ♪**」を購入したい、**WISモール**でお買い物がしたいという方のためのクラブです。さわやかクラブに加入後、ビジネスエージェントに昇格することも可能です。

※さわやかクラブのメンバーはエージェントの紹介はできません。

人生いろいろ♪

WISmall

入会費:550円(税込)(初回のみ)

※入会費からのコミッションは発生いたしません。

さわやか労働組合に加入が可能!

さわやかクラブのメンバーはさわやか労働組合に加入でき、全国無料労働相談や福利厚生制度などを利用することができます。

安心のホットライン
全国無料労働相談

組合費:1,000円(年額)

充実した福利厚生制度

万が一の時の保障・補償

商品規約・共済約款（抜粋）

【ウイズ】人生いろいろ♪ 規約

■『人生いろいろ♪』サービス利用規約

第1章 基本的な契約事項に関すること

第1条（目的）

この規約(以下、「本規約」といいます)は、ウイズ株式会社が提供する『人生いろいろ♪』に関する契約の内容について定めるものです。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、以下の定義によります。

会社	「ウイズ株式会社」をいいます。
エージェント	エージェント登録されている個人または法人をいいます。
さわやかクラブ会員	会社が運営するさわやかクラブに会員登録をされている方をいいます。
本契約	『人生いろいろ♪』に関する契約をいいます。
会員	エージェントまたはさわやかクラブ会員(以下、「エージェント等」といいます)であり、かつ会社と本契約を締結したものをいいます。なお、エージェント等の3親等以内の親族は、家族会員となることができます。
利用者	『人生いろいろ♪』を利用する方をいいます。サービス内容により会員以外の方も利用できる場合があります。
提携先	本サービスを実現するために会社が直接提携した法人・団体をいいます。会員は提携先に申込みを行うことにより、提携先から所定のサービスの提供を受けることができます。
本サービス	会社が利用者向けに提供する『人生いろいろ♪』にかかるサービスの総称をいいます。
サービス内容	本サービスに含まれる個々のサービスをいいます。
本規約等	本規約および本規約に付随するすべての取決めの総称をいいます。
本サービスの利用規約	会社または提携先と会員との間で、会員および利用者が本サービスを利用する際の取り決めをいいます。
提携施設	提携先が、利用者にサービス内容を提供するために運営または提携している施設をいいます。
提供企業	提携先が、利用者にサービス内容を提供するために運営または提携している企業、団体等をいいます。

第3条（本サービスの提供開始日）

会員および利用者(以下、「会員等」といいます)は、会社所定の手続きによる本契約の申込みを承諾した日、または第1回目の 商品価格相当額が会社に払込まれた日のいずれか遅い日の翌日午前零時から本サービスを利用することができます。サービス内容により、会社および提携先との間で所定の手続きを完了した後となる場合があります。

2.前項の日時は、日本国の標準時によるものとします(以下、本規約において同様とします)。

第4条（契約日および契約期間）

会社が本契約のお申込みを審査し承諾した日の属する月の翌月1日を契約日とします。契約日が、契約期間の計算の基準日となります。

2.本契約の契約期間は契約日から1年間とし、会員等は契約満了日の24時まで本サービスを利用することができます。

第5条（商品価格の払込および払込方法）

商品価格は会社が定め、商品価格の払込方法(回数)は月払とします。

2.会員は、本契約の第1回目の商品価格を本契約にお申込みの際に会社所定の方法により払込むものとします。

3.本契約の第2回目以降の商品価格の払込方法(経路)は、会員が指定した金融機関からの口座振替の方法とします。

4.本契約に係わる第2回目の商品価格払込日は、契約日が属する月の翌月27日とし、第3回目以降および更新時の商品価格払込日は、第2回目払込日以降、毎月27日とします。ただし、払込日が金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日を払込日とします。

5.会員は、前項に定める払込日に払込みができなかった場合、その翌月の払込日に前月分と併せて払込むものとします。

6.前3項にかかわらず、口座振替による商品価格の払込みができない特別な事情が会員にあると会社が判断した場合には、会社が指定する他の方法により商品価格を払込むことができます。

第6条（猶予期間および失効）

前条第4項に定める払込日までに商品価格の払込がない場合、当該払込日の翌月1日から末日までが猶予期間となります。猶予期間満了日までに商品価格の払込がない場合には、猶予期間満了日の翌日から、本契約は失効し、退会となります。なお、猶予期間中は、本サービスの全部または一部の提供を受けられない場合があります。

第7条（契約書面）

会社が本契約の申込みを承諾した場合には、会員IDその他必要事項を記載した契約書面の交付をもって、会員への承諾の通知にかえます。

第8条（本サービスの提供）

会員等は、本サービスの提供開始日から、本規約等に従って本サービスを利用できるものとします。本契約が失効、解約、解除または終了(以下、「契約終了」といいます)となった場合、会員等は本サービスを利用できません。

2.契約終了後、本契約期間中に会員特典である定期購入などを継続的にご利用いただいていたサービスは自動的に終了させていただきます。

第9条（住所等の変更）

会員は、氏名・住所・メールアドレス・商品価格振替指定口座等を変更する場合には、ただちに会社所定の方法により、必要な手続きをとるものとします。

2.会員が前項に定める住所およびメールアドレスの変更をしなかった場合は、会社が知った最後の住所宛およびメールアドレスに発した通知は、会員に到着したものとみなします。

第2章 本サービスに関すること

第10条（サービス内容および提携先）

サービス内容および提携先は、会社が定めます。サービス内容の種類、内容、価格、利用方法等は、会社または提携先のホームページ等の媒体に掲載するものとします。

2.会社はサービス内容または提携先を変更できるものとします。変更する場合、会社はその変更内容を事前にホームページ上で告知するものとします。

3.会社または提携先は、会員に予告することなく将来に向かって、サービス内容、利用方法、利用料、取消料などを含む本規約等を変更できるものとします。ただし、変更内容については会社または提携先のホームページ上の掲示等、会社または提携先が適切と判断する方法で、会員に告知するものとします。

第11条（利用者の範囲）

会員本人のほか、本規約にて定められたものも、会社、提携先、提携施設または提供企業(以下、「会社および提携先等」といいます)より承諾が得られた場合に、サービス内容を利用することができます。

第12条（氏名、住所、会員ID等の提示）

会社および提携先等は、サービス内容の利用資格を確認するために、会員の氏名、住所、生年月日、会員ID、エージェントID等(以下、「会員ID等」といいます)の提示を求めることがあります。

2.会員は、サービス内容の利用に際して、会員ID等の提示を行わなければ、サービス内容を利用できない場合があります。

第13条（サービス内容の利用に関する遵守事項）

会員は、サービス内容の利用にあたり、本規約等の規定に従うとともに、次の事項を遵守しなければなりません。

(1)会員は、サービス内容を利用する場合、所定の利用料および消費税等、提携先またはその指定する者が定める金員を支払わなければなりません。

(2)会員の都合により、予約を取り消す場合で、本規約等に取消料が定められているときは、会員は提携先またはその指定する者が定める取消料を支払わなければなりません。

(3)会員は本サービスを自己の営業行為等の目的のために利用してはなりません。

(4)会員は会員証を第三者に貸与し、または会員IDを第三者に知らしめ、これにより本サービスを利用させてはなりません。

(5)会員は、利用者の範囲を逸脱した虚偽のサービス内容の利用申込みを行ってはなりません。

(6)会員は、自己の会員証および会員IDの全部または一部が、第三者によって不正に使用されていることを知った場合には、直ちに会社に連絡しなければなりません。

2.会員は、自己以外の者にサービス内容を利用させた場合、その利用者に対して前項第1号乃至3号を遵守させなければなりません。

第14条（個人情報の取扱）

会員等は、サービス内容の利用申込みおよび申込みに付随する各種手続きに際して、会社および提携先の定める個人情報の取扱を確認の上、同意・承諾しなければなりません。

第15条（免責事項）

提携先、提携施設もしくは提供企業の事情により、会員等が本サービスを利用できない場合でも、会社は責任を負わないものとします。

2.会員等が本サービスを利用する際に損害を受けたとしても、会社は、当該損害の発生原因を問わず、その会員等に対して何ら責任を負わないものとします。

3.会員は、自ら責任を持って自己の会員IDを管理することとします。会員IDを用いて行なわれた意思表示は、当該会員の有効な意思表示とみなし、不正使用その他の事故があっても、会社は責任を負わないものとします。

4.会社は、会員の便宜を図るため、会員に対して情報提供を行うことがあるものの、それにより何ら責任を負わないものとします。

5.会社は第17条に規定するサービス内容の変更・終了に伴う損害、損失、その他費用の賠償または補償の責任を負わないものとします。

第16条（損害賠償）

会員が、本規約等に違反し、または、その故意もしくは過失により、会社および提携先等に損害を与えた場合、当該会員は自己の責任と費用において解決するとともに、その損害を賠償しなければならないものとします。

2.会員が自己以外の者にサービス内容を利用させ、その利用者が本規約等に違反し、または、その故意もしくは過失により、会社および提携先等に損害を与えた場合、会員はその利用者と連帯して、その責任と費用において解決するとともに、その損害を賠償しなければならないものとします。

第17条（サービス内容の変更、終了）

会社は、会員に予告することなく将来に向かってサービス内容を変更・終了することができます。この場合、変更・終了の内容については会社のホームページ上の掲示等会社が適切と判断する方法で、会員に通知します。

第3章 その他

第18条（申込みの取消）

会員は、すでに申込みをした本契約について、申込日からその日を含めて20日を経過したときを除き、書面による通知により本契約の申込みを取消すことができます。

2.前項によって本契約の申込みを取消した場合は、本契約は成立しなかったものとし、会社は、会社に払込まれた商品価格の全額を会員に返戻します。

第19条 (解約)
会員は、将来に向かって本契約の解約を請求することができます。会員が解約を請求する場合には、必要書類を会社に提出しなければなりません。解約日は必要書類が会社に到着した日の属する月の末日とします。なお、商品価格は解約日の属する月までの払込を要します。また、解約による解約返戻金はありません。

第20条 (契約の解除)
会社は、会員等が次のいずれかの事由に該当しまたは該当する行為を行ったと会社が判断した場合、本契約を解除することができます。
(1)本規約等で定められた事項および会社が定めたルール等に違反する行為
(2)会社および提携先等の信用を傷つけ、または傷つける恐れがある行為
(3)会社および提携先等の秩序を乱し、または、会社および提携先等との提携関係を著しく毀損する行為
(4)会員または利用者が次のいずれかに該当することを会社が知った場合
①暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること。
②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
③反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(5)その他、本サービスの利用に際して公序良俗に反する行為
(6)その他、前各号の事由がある場合と同程度に会社および提携先等の信頼を損なわせた場合
2.会員が本規約等の定めにより自己以外のものに本サービスを利用させ、その利用者が前項各号のいずれかに該当しまたは該当する行為をおこなった場合、会社は本契約を解除します。

第21条 (遵守事項)
会員は、会員としての地位を第三者に譲渡することはできません。

第22条 (商品価格の変更)
会社は、経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、本条の規定により、本契約の期間中であっても商品価格を変更することができます。この場合、変更日の2ヵ月前までに会員にその旨を通知します。

第23条 (本契約の更新)
契約期間満了日までの商品価格が払込まれ、かつ会員から契約期間満了日の2週間前までに本契約を継続しない旨の通知がない場合、契約期間満了日の翌日に本契約は自動更新されます。
2.前項の自動更新については、次のとおり取り扱います。
(1)更新後の本契約には、更新日における本契約の商品価格および本規約等が適用されます。
(2)本契約の商品価格および本規約等は、変更されることがあります。
3.前項にかかわらず、次の場合、会社は自動更新を取り扱いません。
(1)会社が契約期間満了日の1ヵ月前までに、本契約の更新をしない旨の通知をした場合。
(2)更新日に会社が本契約を取り扱っていない場合。

第24条 (契約の終了)
経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、会社は本契約終了を希望する2ヵ月前までに会員に解約申出の通知をすることにより、本契約を終了させることができるものとします。
2.会員が死亡した場合、本契約は終了するものとします。
3.会員がエージェントまたはさわやかクラブ会員の資格を喪失した場合、本契約は終了するものとします。

第25条 (本規約等の変更)
会社は、会員に予告することなく将来に向かって本規約等を変更することができます。
2.会社は、本規約等の内容を変更する場合は、会社のホームページまたはその他会社が適切と判断する方法で会員に通知します。

第26条 (電磁的方法による通知)
会社は、本規約に基づき行う会員等またはこれらの方の代理人に対する通知を、ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法によって行うことができます。

第27条 (管轄裁判所)
会社と会員との間での本契約に関する訴訟については、会社の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による専属的な管轄裁判所とします。

第28条 (準拠法)
本規約に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則
2019年5月1日制定

改定　2019年10月1日

『人生いろいろ♪』サービス内容一覧
サービス内容、提携先の一覧(2019年5月1日現在)

サービス内容	サービス概要	
在宅検査サポートサービス	検査サービス (年1回特別価格)	血液検査
		ミネラル検査 (毛髪・爪)
ドクターオブドクターズネットワークサービス		
24時間電話健康相談サービス	医師・保健師・看護師等による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスの相談・夜間・休日の医療機関情報の提供・医療機関情報の提供・介護などシルバー情報の提供	
セカンドオピニオンサービス (ベストホスピタル ネットワークサービス)	電話によるメディカルコンサルテーション、セカンドオピニオンの紹介、専門医の紹介等	
日常トラブル110番		
ロードサービス	路上トラブル対応(鍵の開錠、タイヤパンク対応、バッテリー上がり対応、自走不可能時のレッカー移動対応等)	
住まいの駆けつけサービス	鍵トラブル、水トラブル、ガラストラブルの応急処置	
お金の相談安心 サポートサービス	資産運用アドバイス、消費税・法人税・相続税等の税務アドバイス、会社設立・開業支援アドバイス、確定申告アドバイス	
WISモール会員優待サービス	WISモール商品につき、会員優待価格での商品・役務等の提供	

※最新のサービス内容および提携先は、会社のホームページにてご確認ください。
※WISモール会員優待サービスは、会社が運営するウェブサイト(以下「WISモール」といいます)の商品を会員優待価格で購入することができるサービスです(一部、対象外商品がございます)。

■在宅検査サポートサービス利用規約

『人生いろいろ♪』の会員は、『人生いろいろ♪』サービス利用規約および在宅検査サポートサービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づき、在宅検査サポートサービス(以下、「このサービス」といいます)を利用することができます。

第1条 (目的)
このサービスは、血液や毛髪等による検査を通じて、いつまでも活き活きと充実した生活を送っていただくことを目的とした、セルフケアサポートサービスです。

第2条 (用語の定義)
本規約において使用する用語は、以下の定義によります。

会社		「ウイズ株式会社」をいいます。
原契約		『人生いろいろ♪』に関する契約をいいます。
会員		会社と原契約を締結した者をいいます。
契約期間		契約日(原契約を更新した場合は更新日)から1年間をいいます。
提携先	血液検査サービス	株式会社リージャーをいいます。
	ミネラル検査サービス	株式会社ら・べるぴい予防医学研究所をいいます。

第3条 (サービスの提供開始日)
原契約における契約日の属する月を起算月として4ヵ月目からこのサービスをご利用いただけます。なお、原契約を更新した場合は、引き続き更新日からこのサービスをご利用いただけます。

第4条 (利用範囲)
このサービスの利用範囲は、会員(本人)のみが対象となります。

第5条 (提供するサービスの内容)
会員は、契約期間中1回、会社所定のウェブサイト(以下、「WISモール」といいます)販売価格(非会員向け販売価格)に対して、下記条件にて別紙(オンライン通販カタログ)の対象商品の中から1種類の提供を受けることができます。ただし、契約期間中にこのサービスを利用しなかった場合、翌年に持ち越すことはできません。

記

タイトル	条件
ゴールドエージェント	無料
シルバーエージェント	80%OFF
ブロンズエージェント	70%OFF
ダイレクト・エージェント	60%OFF
会員	50%OFF

第6条 (サービスの利用方法)
会員は、WISモールから、別紙記載の対象商品を注文することができます。
2.ご注文いただいた商品は、直接提携先から会員へ届けられます。会員は、届いた対象商品に同封されている説明書等に従い、専用封筒等を利用して検体をお送りください。
3.検査結果は、提携先から会員ご指定の住所へ届けられます。なお、会社は、検査結果等、検査に関する情報を閲覧、保有いたしません。

■ドクターオブドクターズネットワークサービス利用規約

『人生いろいろ♪』の会員は、『人生いろいろ♪』サービス利用規約および『ドクターオブドクターズネットワーク』サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づき、『ドクターオブドクターズネットワーク』サービス(以下、「このサービス」といいます)を利用することができます。

第1条 (目的)
このサービスは、会員および会員のご家族のココロとカラダのサポートを目的とした医療等相談・セカンドオピニオン提供サービスです。

第2条 (用語の定義)
本規約において使用する用語は、以下の定義によります。

会社	「ウイズ株式会社」をいいます。
原契約	『人生いろいろ♪』に関する契約をいいます。
会員	会社と原契約を締結したものをいいます。
提携先	ティーペック株式会社をいいます。

メディカルコンサルテーション	提携医療機関への受診手配やセカンドオピニオンの手配等を前提とした健康相談や医療相談
総合相談医	各診療科領域において権威があり、当サービスに賛同し、医療提携施設においてセカンドオピニオンを実施する医師。
セカンドオピニオン	主治医から示されている病名や診断内容・治療方法などについて、主治医以外の医師に意見を求めること
優秀専門臨床医	ドクターオブドクターズ評議員会において全会一致のもと選考され、このサービスに賛同した医師。高いレベルの専門性を有した現役の臨床医
評議員	大学教授・大手病院の院長若しくはそれに準ずる役職経験者であり、このサービスの構築・運営について助言・提言を行う医師
専門医	各学会等で定められた条件をクリアした高いレベルの専門性を有した現役の臨床医
プライマリケアー	日常的に見られる病気および軽度の外傷治療をいい、その判断は、提携先の医師・保健師・看護師等が行う

第3条 (利用範囲)
このサービスの利用範囲は、原則として会員(本人)および会員の同居の家族となります。ただし、セカンドオピニオンサービスのご利用は、会員(本人)のみとなります。

第4条 (提供するサービスの内容)
会員は、⑴に規定するサービスを24時間・年中無休で、⑵に規定するサービスを⑶に規定する利用条件の範囲でご利用いただけます。ただし、会員が電話を使用する際に、発信者番号が会社指定の連絡先に通知された場合に限ります。

⑴24時間電話健康相談サービス

受付名称	『人生いろいろ♪』ウイズ・健康相談ダイヤル
連絡先	会員証記載のとおり

①医師・保健師・看護師等による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスの相談
②夜間・休日の医療機関情報の提供
③医療機関情報の提供・介護などシルバー情報の提供
※③に関しては24時間・年中無休体制での対応となりますが、内容により返答が翌日以降になることがあります。

⑵セカンドオピニオンサービス

受付名称	『人生いろいろ♪』ウイズ・セカンドオピニオンサービス
連絡先	会員証記載のとおり

①電話によるメディカルコンサルテーションの提供
②電話によるセカンドオピニオンの提供
③電話による専門医の紹介
④電話による専門医療情報・医療機関情報の提供および調査
⑤受診に関する医療機関の手配紹介
⑥総合相談医との面談によるセカンドオピニオンの手配
⑦総合相談医による優秀専門臨床医などの専門医の紹介

⑶⑵に規定するサービスの利用条件は以下の通りとします。
①受付時間 月曜～土曜9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除きます)
②病名が判明していること。ただし、プライマリケアー・美容外科・心療内科・精神科・歯科および口腔外科を除きます。
③会員は、本人の身体状況に関し、このサービスの提供のために、提携先からサービスに係わる医療機関への情報を開示する事を了承すること。
④会員が入院している等により直接利用できない場合には、その家族が総合相談医よりセカンドオピニオンを取得することができます。
⑤このサービスの利用に際し必要となる診察関連資料は、会員が用意するものとします。
⑥このサービスを利用する際の交通費は、会員負担となります。
⑦優秀専門臨床医などの専門医の紹介については、総合相談医が優秀専門臨床医などの専門医による受診を必要と判断し、且つ会員が優秀専門臨床医などの専門医受診を希望した場合、総合相談医は紹介状を発行するが、受診の最終判断は会員の自己判断において行うものとします。
⑧医療機関の手配紹介や優秀専門臨床医などの専門医の紹介に関しては、診察の優先付けや治療に対しての便宜を図るものではありません。
⑨手配紹介した医療機関や優秀専門臨床医などの専門医による診察・治療・検査・交通費等の費用は、すべて会員負担となります。
⑩優秀専門臨床医などの専門医への予約は会員が行います。
⑪このサービスにおいて発行する診察申込書は、医療機関において取り扱う診療情報提供書の機能を果たすものではありません。
⑫受診に関する医療機関の手配紹介サービスは、提携先が適当と判断した場合に限り、提携先が指定する医療機関へ手配・紹介するもので、会員が希望すれば手配・紹介を受けられるものではありません。また、原則、三大疾病(悪性新生物(がん)・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名での利用は本契約期間中1回限りとなります。
※⑵に規定するサービス提供に際し、地域や内容によりご要望に沿えないことがあります。
※本条に規定するサービス提供に際し、国外の相談および国外からの相談等は受付できません。

第5条 (免責事項)
次のいずれかに該当する場合は、第4条第1項⑵に規定するサービス等における会社および提携先の責任が免責されるものとします。
⑴このサービスの利用中に病症状が悪化した場合。
⑵提携先が紹介、手配等をした医師または医療機関による診断、治療効果等について。

【ご利用に際しての注意事項】

【各サービス共通】
・このサービスは、会社の提携先(業務委託先)であるティーペック株式会社が提供します。
・受付時に氏名・エージェントID等を確認いたしますので、会社から交付された契約書面等をお手元にご用意のうえご利用ください。
・発信者番号が非通知設定の状態ではご利用いただけません。
・国外の相談および国外からの相談などはお受けできません。
・プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると提携先が判断した場合を除きます。
・会員の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
・提携先提供の医療機関情報などは、変更されている場合がありますので、受診などの際は、事前に医療機関などにご確認ください。
・ご利用の際の諸条件や、地域や内容によりご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問合せください。

【24時間電話健康相談サービス】
・このサービスは、会員(本人)および会員の同居の家族がご利用いただけます。
・このサービスは、あくまで健康相談の範疇で行われる助言や指導であり、傷病についての診断や治療方法の指示は行いません。

【セカンドオピニオンサービス】
・このサービスは、会員(本人)のみがご利用いただけます。
・病名等が判明している場合に限り、ご利用いただけます。ただし、すでに終了している治療についてのご相談はお受けできません。
・日常的に見られる病症状で、治療にあたり専門性を必要としない傷病のご相談や美容外科・心療内科・精神科・歯科および口腔外科などは対象外です。
・入院・転院を目的としたご利用はできません。
・救急に関するご要望には対応できません。
・同一病名のご相談は年1回とさせていただきます。(受診手配・紹介サービスを除く)
・提携先からサービスに係る医療機関に情報開示をすることがありますのでご了承ください。
・医療過誤、裁判係争中の問題および交通事故に起因する傷病に関するご相談はお受けできません。
・病症状が固定していて、回復の見込みが無いと思われるもの、現代医学において治療方法が確立されていない未承認薬、未承認治療等のご相談はお受けできません。
・地域や医師の指定はできません。なお、セカンドオピニオンの面談場所は、提携先が指定した場所となります。
・診察関連資料(診療情報提供書(紹介状)、各種検査データ、カルテの写し等)が必要になります。なお、診察関連資料は会員ご自身でご用意ください。
・会員が入院中の場合、代理としてそのご家族がご利用することはできますが優秀専門臨床医のご紹介は行いません。
・面談の際の交通費、紹介された優秀専門臨床医による診察等にかかる費用は自己負担となります。
・受診手配・紹介サービスは、提携先が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関への手配・紹介するもので、希望すれば受けられるものではありません。また、原則、三大疾病(悪性新生物(がん)・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名では1回のご利用となります。
・このサービスをご利用中に病症状が悪化した場合の責任は負いかねます。

■日常トラブル110番サービス利用規約

『人生いろいろ♪』の会員は、『人生いろいろ♪』サービス利用規約および日常トラブル110番サービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づき、日常トラブル110番サービス(以下、「このサービス」といいます)を利用することができます。

第1条 (目的)
このサービスは、会員の日常生活における万一のトラブルの対応を目的としたサービスです。

第2条 (用語の定義)
本規約において使用する用語は、以下の定義によります。

会社	「ウイズ株式会社」をいいます。
原契約	『人生いろいろ♪』に関する契約をいいます。
会員	会社と原契約を締結したものをいいます。
提携先	ライフネットワーク株式会社をいいます。
ロードサービス	日本国内の対象地域、対象車種における車両の事故・故障時の対応サービスをいいます。
ロードサービス事業者	提携先が提携するロードサービス出動業者をいいます。
住まいの駆けつけサービス	日本国内における会員登録世帯(登録住所)のカギの紛失・故障等、カギのトラブル、水廻りのトラブルの緊急駆つけサービスをいいます。

第3条 (サービスの提供開始日)
原契約における契約日の属する月の翌月1日午前零時からこのサービスをご利用いただけます。

第4条 (利用範囲)
このサービスの利用範囲は、会員(本人)のみが対象となります。

第5条 (サービスの利用方法)
会員は、以下の専用回線に連絡することにより、このサービスの提供を受けることができます。

受付名称	『人生いろいろ♪』日常トラブル110番対応窓口
連絡先	会員証記載のとおり

2.会員はこのサービスの提供を受ける場合、本人確認として、氏名・住所・会員ID等を報告するものとします。当該報告がない場合は、サービスを受けられない場合があります。

第6条 (サービスの種類)
このサービスで提供するサービスの種類は、次のとおりです。
⑴ロードサービス
⑵住まいの駆けつけサービス

第7条 (ロードサービスの内容)
会員が加入期間中において自家用車のトラブルが発生した場合、以下の条件の範囲内において無料にてロードサービスを受けられます。

(1)会員が運転している車両(全長5.3m未満・全幅2m未満・車両総重量3t未満・最大積載量2t未満の車両)を無料対象車種とします。なお、ロードサービス提供の際は、会員の立会いを必要とします。ただし、緑ナンバー・黒ナンバー、違法改造車、盗難車両、商品車、車検登録のない車両は、無料対象外となります。
(2)レッカーサービス
車が自力走行不能の場合、レッカー車によって会員指定先か最寄りの修理工場へ30kmまで無料搬送いたします。
(3)鍵開け
車内に鍵を閉じこめた場合、解錠作業を行います。ただし、トランクの開錠は対象外です。また、行政の指示により免許証・車検証等の提示による本人確認ができない場合は解錠できません。
(4)バッテリージャンピング
バッテリー上がりの場合、ケーブルを接続し、エンジンをスタートさせます。
(5)ガス欠時の給油作業
ガス欠の場合、現場で給油作業を行います。ただし、ガソリン、オイル等の油脂代、部品代は別料金となります。
(6)スペアタイヤ交換
タイヤがパンクした場合、車載のスペアタイヤとの交換作業を行います。なお、スタッドレスタイヤ等への交換及びローテーション、タイヤチェーン取り付けは全額有料になります。また、現場でのパンク修理は安全性の観点から行いません。
(7)アフターフォローサービス
事故・故障により会員が運転する車がロードサービスをご利用後、車が自走不能の場合、次のいずれか一つのサービスをご利用いただけます。アフターフォローサービスは会員の自宅から100km(直線距離)以上離れた場所での故障・事故によって自走不能の場合、かつ事前にコールセンターよりアフターフォローサービスに関するご案内があった場合のみ利用可能とします。なお、緊急宿泊費用サポート・帰宅費用サポートに係わる料金は、会員の立替払いとし、後日、日本ロードサービス株式会社がお支払いたします。
①レンタカーサービス
代替車両として提携先指定のレンタカーを手配し(1,800ccまで)6時間以内の利用を無料サービスいたします(基本料金のみ無料。ガソリン代・乗り捨て代金は会員負担とします)。場所・日時・時期によっては手配できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
②緊急宿泊費用サポート
宿泊を要する場合、提携先が指定する場所から最寄りの宿泊施設の手配を行い、会員および同乗者一人あたり15,000円(税込)まで費用を負担いたします(宿泊料のみ)。場所・日時・時期によっては手配できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
③帰宅費用サポート
故障または事故発生の当日中に公共交通機関(電車・バス・飛行機・船舶)を利用して帰宅する場合、会員及び同乗者一人あたり20,000円(税込)まで費用を負担いたします。

第8条 (ロードサービス対象外)
次の各号に係わる費用はロードサービス対象外となるため、提携先がロードサービスを委託したロードサービス事業者と現場で直接ご契約の上、その委託先に費用をお支払ください。
(1)救援車の高速料金および駐車場等の利用料金。
(2)タイヤが脱輪している車両の引上作業。
(3)ガス欠時の給油を行った際の燃料代金。
(4)鍵の作成、破錠。
(5)スペアタイヤ交換脱着作業2本以上の場合。
(6)スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない雪道での作業。
(7)砂浜、泥道でのスタック。
(8)現場状況により特殊作業を要する場合。(クレーン作業・人員増員など)
(9)違法な改造車両や車検登録のない車両、盗難された車両の搬送。
(10)提携先の提携工場にて一時保管した際の保管料およびレッカー車への再積込作業。
(11)車の販売、修理および管理等を業とするものが、業務として受託し使用または、管理中の車両や商品車使用の場合。
(12)レッカーサービスの同一案件による二次搬送。
(13)営利目的での利用と提携先が判断した場合。
(14)ロードサービス対応ではトラブルが解決できない、または二次被害が発生することが予想される場合、会員は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

第9条 (ロードサービスの免責)
第7条の規定にかかわらず、以下の場合は免責とさせていただきます。
(1)天災地変、また出動車両が通行不能な場合。
(2)他人名義の車両でサービス実施者が権利者の承諾を確認できない場合。
(3)レッカーまたは、車両運搬の際、積載物に損傷が発生しうる場合。
(4)サービス実施の際に第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性がある場合で当該第三者の承諾が得られない場合。
(5)無資格、酒酔い運転、薬物使用等、法令上禁止されている状態で運転中の事故・故障等。
(6)このサービスの運営に関して、故意または、重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。
(7)状況を鑑みて、やむを得ない理由によりこのサービスの提供を拒否する場合があります。
(8)免責期間中(契約日から1ヵ月以内)のトラブル
(9)その他、提携先がサービス実施を不適当と判断した場合。

第10条 (住まいの駆けつけサービスの内容)
会員は、登録世帯について、次の各号のトラブルが生じた場合、会社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供、または現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
(1)カギの紛失・故障等、カギのトラブル(ただし、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。※サービス対象物件のみ対応)
(2)水廻りのトラブル
(3)ガラスのトラブル
2.前項の現場駆けつけ対応時には、会員の立ち会いが必要となります。

第11条 (住まいの駆けつけサービス対象外の内容)
会員は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。ただし、次の各号の場合、会員は別途実費等を負担する場合があります。
(1)60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,650円(税込))
(2)部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
(3)前各号に関連し、提携先が提携先の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
(4)会員自身で手配、負担した費用
(5)凍結による水回りトラブル対応
(6)一般居住物件ではない(事務所・店舗)物件でのトラブル
2.会員は、このサービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」という)と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
3.現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない、または二次被害が発生することが予想される場合、会員は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。

第12条 (住まいの駆けつけサービスの免責)
第10条の規定にかかわらず、以下の場合は免責とさせていただきます。
(1)会員以外からの依頼
(2)地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
(3)本人確認が取れない場合の鍵の開錠
(4)本規約に記載がない(例:害虫駆除等)依頼
(5)建物共有設備(廊下、エントランス、エレベーター、駐車場、駐輪場等)におけるトラブル、破壊による開錠
(6)入居当初からの故障・破損に関するトラブル
(7)原状回復に関するトラブル
(8)騒音等の近隣トラブル
(9)免責期間中(契約日から1ヵ月以内)のトラブル
(10)登録住所が事務所などの場合は、一部利用できないサービスがあります。
(11)その他提携先が不適切と判断した場合

■お金の相談安心サポートサービス利用規約

『人生いろいろ♪』の会員は、『人生いろいろ♪』サービス利用規約およびお金の相談安心サポートサービス利用規約(以下、「本規約」といいます)に基づき、お金の相談安心サポートサービス(以下、「このサービス」といいます)を利用することができます。

第1条 (目的)
このサービスは、会員のいまさら聞けないお金にかかる疑問等に対して、会社と提携する会計事務所がアドバイスするサービスです。

第2条 (用語の定義)
本規約において使用する用語は、以下の定義によります。

会社	「ウイズ株式会社」をいいます。
原契約	『人生いろいろ♪』に関する契約をいいます。
会員	会社と原契約を締結したものをいいます。
提携先	税理士法人豊会計事務所

第3条 (利用範囲)
このサービスの利用範囲は、会員(本人)のみが対象となります。

第4条 (サービスの内容)
このサービスで提供するサービスの内容は、次のとおりです。
(1)電話による資産運用アドバイス
(2)電話による所得税・法人税・消費税・相続税等の税務アドバイス
(3)電話による会社設立・開業支援アドバイス
(4)電話による確定申告アドバイス
2.このサービスにより受けたアドバイスについての最終判断は会員の自己責任において行うものとし、万一、当該アドバイスを受けて会員に損害等が生じた場合でも、会社および提携先は責任を負いません。

第5条 (サービス対象外)
このサービスはあくまでも電話によるアドバイスの範疇で行われ、次の各号に係わる費用はこのサービス対象外となるため、提携先と直接ご契約の上、提携先に費用をお支払いください。
(1)資料等の提示を受けなければ回答できないご相談事項
(2)税務関連資料や確定申告書などの資料作成を伴うご相談事項

第6条 (サービスの利用方法)
会員は、以下の専用回線に連絡することにより、このサービスの提供を受けることができます。

受付名称	ウイズ『お金の相談室』
連絡先	会員証記載のとおり
受付時間	10時～16時(土曜・日曜・祝祭日・年末年始は除きます)

2.会員はこのサービスの提供を受ける場合、本人確認として、氏名・住所・会員ID・エージェントIDを報告するものとします。当該報告がない場合は、サービスを受けられない場合があります。

第7条 (サービスの提供を行わない場合)
次のいずれかに該当する場合または該当するおそれのある場合は、このサービスの提供を行いません。
(1)公序良俗に反する行為を行った場合。
(2)法令に違反する行為を行った場合。
(3)第三者に不利益を与える行為を行った場合。
(4)営利を目的として、このサービスを利用する場合。
(5)会社が、著しく利用頻度が高いまたは意図を持った悪質な利用と判断した場合。
(6)その他会社が不適切と判断した場合。

■クレジットカード支払特約

第1条 (用語の定義)
この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

会社	「ウイズ株式会社」をいいます。
この特約	この「クレジットカード支払特約」をいいます。
主契約	この特約が付帯されたサービスにかかる契約(定期購入契約含みます)をいいます。
主規約	主契約の契約内容を定めた利用規約をいいます。
契約者	会社と主契約を締結したものをいいます。
商品価格等	主契約にかかる商品価格、商品代金等をいいます。
クレジットカード	会社が指定したカード発行会社が発行したクレジットカードをいいます。
カード会社	会社が指定したクレジットカード発行会社をいいます。

2.第1項に記載のない用語の定義については、主規約の定めに準じます。

第2条 (特約の適用)
この特約は、主契約の締結の際または商品価格等の払込期間の中途において、契約者から、会社の指定するクレジットカードにより商品価格等を払込む旨の申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2.第1項のクレジットカードは、契約者が、カード会社との間で締結された会員規約等(以下、「会員規約等」といいます)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものであることを要します。
3.会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等(以下、「クレジットカードの有効性等」といいます)の確認を行います。

第3条 (商品価格等の払込)
商品価格等は、主規約の商品価格等の払込みの規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に商品価格等を請求したときに、その払込みがあったものとします。
2.同一のクレジットカードで複数の契約の商品価格等を払込む場合には、契約者は、会社に対して決済順序を指定できないものとします。
3.契約者は、カード会社の会員規約等に従い、商品価格等相当額をカード会社に支払うことを要します。
4.会社は、この特約に基づきクレジットカードにより払込まれた商品価格等に対して、領収証を発行しません。

第4条 (クレジットカードの変更)
契約者は、商品価格等の払込みに使用するクレジットカードを他のクレジットカードに変更することができます。
2.契約者は、商品価格等のクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、商品価格等の払込方法を口座振替による方法に変更しなければなりません。

第5条 (特約の消滅)
以下の各号のいずれかに該当したときは、この特約は、消滅します。
(1)商品価格等の払込みを要しなくなったとき
(2)他の商品価格等払込方法(経路)に変更されたとき
(3)主契約が無効、失効、解約、解除、取消または消滅となったとき
(4)会社がクレジットカードの有効性等の確認をできなかったとき
(5)会社がカード会社より商品価格等相当額を領収できなかったとき
(6)カード会社が商品価格等のクレジットカードでの払込の取扱いを停止したとき
2.第1項第(4)号から第(6)号に該当したことによりこの特約が消滅した場合には、会社は、その旨を契約者に速やかに通知します。この場合、商品価格等の払込方法が確定するまでの間、契約者は、商品価格等を会社の指定する口座に払込むか、会社の指定した場所に持参して払込むものとします。

第6条 (主規約の規定の準用)
この特約条項に別段の定めがない場合には、その性質が許されないものを除き主規約の規定を準用します。

施行日:2019年5月1日

【ウイズ】ホッとひと息 情報提供サービス利用規約

第1条 (目的)
この規約(以下、「本規約」といいます)は、ウイズ株式会社(以下、「会社」といいます)が提供する『ホッとひと息』情報提供サービス(以下、「本サービス」といいます)に関する契約の内容について定めるものです。

第2条(利用範囲)
本サービスの利用範囲は、エージェント規約(以下、「AG規約」といいます)に定める通販ビジネスエージェント(以下、「AG」といいます)となります。

第3条(本サービスの提供開始日)
本サービスは、会社が本サービスの契約(以下、「本契約」といいます)の申込みを承諾した日、または商品価格相当額が会社に払込まれた日のいずれか遅い日からサービスの提供を開始いたします。
2.前項の日時は、日本国の標準時によるものとします(以下、本規約において同様とします)。

第4条(契約日および契約期間)
前条に規定する本サービスの提供開始日を契約日とします。
2.前項にかかわらず、契約者がAG資格を喪失したときは、自動的に本契約は終了します。

第5条(本サービスの申込・支払方法、商品価格)
本サービスの申込方法は、オンライン登録のみとし、支払方法はクレジットカード(デビットカード可)による決済とします。(オンライン登録ページhttp://wis811.com/)
2.本サービスの商品価格は、33,000円(税込)とします。ただし、2020年2月末日までの申込みに限り22,000円(税込)とします。

第6条(提供するサービスの内容)
本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます)は、次の各号に定めるサービスならびに権利の提供を受けることができます。なお、本契約とAG規約およびビジネスプラン等に内容の相違がある場合は本規約に定められた内容を優先します。
(1)情報提供サービス
次の各号に定める情報提供を行います。
①ビジネスを行うための知識の向上を目的とした情報
②業界情報
③契約者の組織における新規AG登録の完了お知らせ情報
④その他、エージェント活動支援情報
⑤その他、上記に付随する情報
(2)タイトル維持サービス
契約者の組織に在席しているAGにつき、当該AGが契約している『人生いろいろ♪』および共済商品(以下、「商品等」といいます)の月掛金が全て未納となった場合においても在籍数に加算します。ただし、当該AGの契約している商品等が全て消滅した場合は、この限りではありません。
(3)ロールアップ救済サービス
本サービス提供開始日以降に契約者が契約している商品等が失効した場合、当該契約が失効してから1ヵ月以内に再加入することで、ロールアップを回避することができます。ただし、通算2回までとします。
(4)エージェント権利譲渡優遇サービス
契約者は、AG権利を譲渡する場合、譲渡手数料を免除いたします。また、AGの死亡により権利の譲渡を行う場合、権利譲渡期間を当該AGの死亡日より180日間といたします。
(5)同一名義のセカンドポジション付与サービス
契約者は、自身を含めて2つまで同一名義でAG登録を行うことができます。ただし、2つ目の登録(以下、「セカンドポジション」といいます)は、1つ目の登録の直のみとします。なお、セカンドポジションの下には、セカンドポジションを配置することはできません。
(6)コミッション受領権
契約者は、ビジネスプランに基づき、契約者の組織における本サービス販売実績に応じて得られるコミッションの受領権を有します。
(7)シェアリングボーナス受領権
契約者(ブロンズ以上のタイトル保持者で会社が指定する商品等をすべて購入しているものに限ります)は、本サービス販売実績等により得られる売上の一部を原資とするシェアリングボーナスの受領権を有します。なお、会社は、シェアリングボーナスの条件を契約者に通知します。

第7条(個人情報の取扱)
契約者は、本サービスの申込に際して、会社の定める個人情報の取扱を確認の上、同意・承諾しなければなりません。

第8条(サービス内容の変更、終了)
会社は、契約者に予告することなく将来に向かってサービス内容を変更・終了することができます。この場合、会社は、変更・終了の内容を契約者に通知します。

第9条(中途解約)
契約者は、将来に向かって本契約の解約を請求することができます。
2.本契約が中途解約された場合、会社は、契約者に対し、契約の締結および履行のために通常要する費用の額に提供された本サービスの対価に相当する額を加算した額に対する法定利息による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の支払を請求することはありません。
3.本契約が解約された場合、会社は当該契約から生じるコミッションを相殺することができます。

第10条(契約の解除)
会社は、契約者が本規約に定められた事項および会社が定めたルール等に違反する行為を行ったと会社が判断した場合、本契約を解除することができます。

第11条(遵守事項)
契約者は、契約者としての地位を第三者に譲渡することはできません。

第12条(本規約等の変更)
会社は、契約者に予告することなく将来に向かって本規約を変更することができます。
2.会社は、本規約の変更内容を契約者に通知します。

第13条(電磁的方法による通知)
会社は、本規約に基づき行う契約者に対する通知を、ウェブサイトを利用する方法、電子メールまたはこれらに準じる電磁的方法によって行うことができます。

第14条(管轄裁判所)
会社と契約者との間での本契約に関する訴訟については、会社の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による専属的な管轄裁判所とします。

第15条(準拠法)
本規約に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

附則
2020年1月1日制定

【さわやか】入院相互共済「困ったなし 定期」「困ったなし 終身」(約款抜粋)

契約年齢	定期(更新時に掛金が変動) 1口コース 5,000円	2口コース 10,000円
5 - 9	1,290	-
10 - 14	1,240	-
15 - 19	1,280	-
20 - 24	1,450	2,900
25 - 29	1,640	3,280
30 - 34	1,750	3,500
35 - 39	1,980	3,960
40 - 44	2,130	4,260
45 - 49	2,480	4,960
50 - 54	3,170	6,340
55 - 59	3,870	7,740
60 - 64	5,100	10,200
65 - 69	6,830	13,660
70 - 74	9,480	18,960
以下は更新時の掛金となります。		
75 - 79	12,780	25,560
80 - 84	16,380	32,760
85 - 89	21,120	42,240
90 - 94	25,460	50,920

契約年齢	終身(契約時の掛金で固定) 1口コース 5,000円	2口コース 10,000円
5 - 9	2,400	-
10 - 14	2,710	-
15 - 19	3,080	-
20 - 24	3,500	7,000
25 - 29	3,940	7,880
30 - 34	4,480	8,960
35 - 39	5,130	10,260
40 - 44	5,880	11,760
45 - 49	6,810	13,620
50 - 54	8,020	16,040
55 - 59	9,550	19,100
60 - 64	11,370	22,740
65 - 69	13,510	27,020
70 - 74	16,020	32,040

(単位:円)

【責任開始日】保障は、申し込みもしくは共済掛金の払込のいずれか遅い日から開始されます。契約日はその翌月1日となります。

【加入対象者】さわやか労働組合の組合員、配偶者および3親等以内の親族
●定期【加入年齢】満5歳～満74歳　【更新年齢】満94歳まで
【契約更新】1年ごとの自動更新
●終身【加入年齢】満5歳～満74歳　【更新年齢】終身
【契約更新】1年ごとの自動更新

■支払事由・支払額・支払限度・限度額・免責期間について

入院共済金
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する入院をしたこと
(1)責任開始期以後に生じた病気または傷害を直接の原因とする入院
(2)治療を目的とする病院または診療所における入院
【支払額】入院共済金日額×入院日数＝入院共済金
【支払限度】1回の入院につき1,100日とします。通算支払日数には制限はありません。ただし、精神障害(*1)を原因とする場合は60日を限度とし、同一の傷病(医学上重要な関係があると認められる一連の傷病は、傷病名を異にする場合であっても、これを同一の傷病として取扱います)を直接の原因とする場合は、1,100日を限度とします。
【免責期間】*7

退院共済金
【支払事由】被共済者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療により、入院共済金が支払われる5日以上の入院をした後、共済期間中に生存して退院したとき
【支払額】入院共済金日額×6＝退院共済金
【支払限度】1回の入院とみなされる入院に対して、1回を限度とします。支払回数に、制限がありません。
【免責期間】なし

通院共済金
【支払事由】被共済者が、共済期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき
(1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療により、入院共済金が支払われる5日以上の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間の通院(直前の入院共済金が支払われる入院と同じ傷病の治療のための通院に限ります)
(2)病院または診療所への通院
【支払額】入院共済金日額×0.6×通院日数＝通院共済金
【支払限度額】1回の入院については30日を限度とします。(退院から120日以内)通算は、1,100日を限度とします。
【免責期間】なし

手術共済金
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する手術を受けたこと(*2)
(1)責任開始期以後に生じた病気または傷害を直接の原因とする手術
(2)治療を目的とする病院または診療所における手術
【支払額】入院共済金日額×給付倍率(*3)=手術共済金
【免責期間】*7かつ一部の手術(*4)は、責任開始日から1年

先進医療見舞共済金
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する療養を受けたこと
(1)責任開始期以後に生じた病気または傷害を直接の原因とする療養。ただし、白内障(*5)を原因とする療養、および歯・歯槽骨の疾患または傷害を原因とする療養は除きます。
(2)先進医療による療養
【支払額】被共済者が受療した先進医療に係る技術料の10%(1回の療養につき入院共済金日額の50倍まで)を支払います。
【支払限度】通算共済期間中の支払額を通算して、入院共済金日額の500倍。
【免責期間】なし

骨髄ドナー共済金
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する手術を受けたこと
(1)骨髄幹細胞または抹消血管細胞の採取手術(ただし、提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます)
(2)病院または診療所における手術
【支払額】入院共済金日額×10＝骨髄ドナー共済金
【支払限度】通算共済期間につき1回　【免責期間】責任開始日から1年

ガン診断共済金
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に以下に該当すること
(1)医師により、初めてガン(悪性新生物)と診断確定されたとき
(2)前回のガン診断共済金の支払事由が発生した日から起算して2年を経過した日の翌日以降に、責任開始日以後の共済期間中に診断確定された場合(再発、転移の場合を除く)
【支払額】入院共済金日額×40＝ガン診断共済金
ただし、上皮内新生物の場合には、入院共済金日額×4＝ガン診断共済金
【支払限度】通算2回(*6)　【免責期間】責任開始日から90日間

*1:精神障害:症状性を含む器質性精神障害(F00-F09)、精神作用物質使用による精神障害及び行動の障害(F10-F19)、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害(F20-F29)、気分[感情]障害(F30-F39)、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(F40-F49)、生理的障害及び身体的要因に関連した行動及び行動症候群(F50-F59)、成人の人格及び行動の障害(F60-F69)、知的障害〈精神遅滞〉(F70-F79)、心理的発達の障害(F80-F89)、小児〈児童〉期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)、詳細不明の精神障害(F99)
*2:対象となる手術:お申し込み前に必ず約款でご確認ください。
*3:手術ごとの給付倍率:お申し込み前に必ず約款でご確認ください。
*4:(1)痔瘻、痔核、脱肛手術(2)子宮関係手術(子宮筋腫摘出術、子宮ポリープ切除術(子宮内膜掻爬術を含む)、流産手術、子宮内容除去術、子宮内容清掃術等)(3)変形性脊柱障害および椎間板障害に係わる手術(4)副鼻腔炎手術(5)白内障に係る手術(6)ファイバースコープでの大腸ポリープ、胃ポリープ切除術(7)眼瞼下垂症手術
*5:白内障:老人性白内障(H25)、その他の白内障(H26)、糖尿病(性)白内障(H28.0)、その他の分泌物、栄養及び代謝疾患における白内障(H28.1)、他に分類されるその他の疾患における白内障(H28.2)、白内障手術に続発する硝子体症候群(H59.0)
*6:約款記載の別表7に定める悪性新生物による場合と別表8に定める上皮内新生物による場合とを通算して2回を支払限度とします。
*7:異常妊娠・異常分娩で責任開始日からその日を含めて1年の間に支払事由に該当したもの、または外反母趾・内反小趾・強剛母趾・足底筋膜炎・偏平足等で責任開始日からその日を含めて2年の間に支払事由に該当したもの。

【さわやか】プレニーズ死亡共済「これなら頑張れる!」(約款抜粋)

1年更新タイプ(単位円)

契約年齢	男性 1口コース	男性 2口コース	女性 1口コース	女性 2口コース
15 - 19	950	-	720	-
20 - 24	1,070	2,140	790	1,580
25 - 29	1,160	2,320	870	1,740
30 - 34	1,430	2,860	1,040	2,080
35 - 39	1,660	3,320	1,280	2,560
40 - 44	2,630	5,260	1,670	3,340
45 - 49	3,240	6,480	1,850	3,700
50 - 54	4,620	9,240	2,570	5,140
55 - 59	5,500	11,000	2,620	5,240
60 - 64	7,600	15,200	3,600	7,200
65 - 69	8,200	16,400	3,690	7,380
70 - 74	10,280	20,560	5,380	10,760
以下は更新時の掛金となります。				
75 - 79	9,200	18,400	4,870	9,740
80 - 84	12,320	24,640	9,200	18,400
85 - 89	7,700	15,400	7,500	15,000
90 - 94	7,700	15,400	7,500	15,000

【責任開始日】保障は、申し込みもしくは共済掛金の払込のいずれか遅い日から開始されます。契約日はその翌月1日となります。
【加入対象者】さわやか労働組合の組合員、配偶者および3親等以内の親族
【加入年齢】満15歳～満74歳　【更新年齢】満94歳まで
【契約更新】1年ごとの自動更新

■支払事由・支払額・支払限度・限度額・免責期間について

死亡共済金
【支払事由】被共済者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を原因として、死亡したこと
【支払額】支払事由発生時の死亡共済金額×給付割合100%=死亡共済金
【支払限度】死亡共済金、高度障害共済金、重度障害共済金の共済金を合計し、かつ、通算共済期間を通じて、給付割合100%を支払限度とします。

高度障害共済金
【支払事由】被共済者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を原因として、高度障害状態(*1)に該当したこと(医師による診断を要します)
【支払額】支払事由発生時の死亡共済金額×給付割合100%=高度障害共済金
【支払限度】死亡共済金、高度障害共済金、重度障害共済金の共済金を合計し、かつ、通算共済期間を通じて、給付割合100%を支払限度とします。

※各共済の詳細は、お申込み前に共済総合約款(冊子またはマイメニュー内)で必ずご確認ください。

重度障害共済金
【支払事由】被共済者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または責任開始日から1年を経過した日以後に発病した病気を原因として、重度障害状態(*2)に該当したこと(医師による診断を要します)
【支払額】(1)通算共済期間中、初めて支払事由に該当したとき……
支払事由発生時の死亡共済金額×給付割合50%＝重度障害共済金
(2)(1)の後、(1)と原因を異にして支払事由に該当したとき……
支払事由発生時の死亡共済金額×給付割合50%＝重度障害共済金
【支払限度】死亡共済金、高度障害共済金、重度障害共済金の共済金を合計し、かつ、通算共済期間を通じて、給付割合100%を支払限度とします。

造血幹細胞移植共済金
【支払事由】病院において、造血幹細胞移植(*3)術を受けたこと
【支払額】加入口数1口につき、25万円
【支払限度】被共済者が責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日以後に発病した病気の治療を目的として、共済期間中に上記の支払事由に該当した場合に、造血幹細胞移植共済金を支払います。ただし、通算共済期間を通じて、1回を支払限度とします。

*1:高度障害状態
(1)両眼の視力を全く永久に失ったもの
(2)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
(3)中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(4)両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(5)両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(6)1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(7)1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*2:重度障害状態
(1)両耳の聴力を全く永久に失ったもの
(2)1上肢または1下肢の用を全く永久に失ったもの
(3)呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの
(4)恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
(5)心臓に人工弁を置換したもの
(6)肝臓の機能に著しい障害を永久に残したものまたは肝移植を受けたもの
(7)腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの
(8)ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
(9)直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

*3:造血幹細胞移植
白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、再生不良性貧血等、正常な血液を作ることが困難となる疾患のある者に対して、提供者(ドナー)の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を移植する治療法(骨髄移植、末梢血幹細胞移植またはさい帯血移植)

【さわやか】長期入院保障共済「これで万全」(約款抜粋)

契約年齢	終身(契約時の掛金で固定)　(単位:円)	
	1口コース 日額5,000円	2口コース 日額10,000円
20 - 24	1,820	3,640
25 - 29	1,980	3,960
30 - 34	2,180	4,360
35 - 39	2,400	4,800
40 - 44	2,680	5,360
45 - 49	3,020	6,040
50 - 54	3,450	6,900
55 - 59	4,000	8,000
60 - 64	4,690	9,380
65 - 69	5,630	11,260
70 - 74	6,950	13,900

【責任開始日】保障は、申し込みもしくは共済掛金の払込のいずれか遅い日から開始されます。契約日はその翌月1日となります。
【加入対象者】さわやか労働組合の組合員、配偶者および3親等内の親族
【加入年齢】満20歳～満74歳　【更新年齢】終身
【契約更新】1年ごとの自動更新

■支払事由・支払額・支払限度・限度額・免責期間について
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に以下の各号のいずれにも該当する入院をしたこと
(1)責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする入院
(2)病院または診療所における入院
(3)入院日数が継続61日以上の入院
【支払額】長期入院保障共済金日額×(入院日数-60日)＝長期入院保障共済金
【支払限度】1回の入院につき、1,040日とします。
また、通算支払日数については、次のように取扱います。
①精神障害を原因とする場合は、60日を限度とします。
②同一の傷病(医学上重要な関係があると認められる一連の傷病は、傷病名を異にする場合であっても、これを同一の傷病として取扱います)を直接の原因とする場合は、1,040日を限度とします。
【免責および期間】異常妊娠・異常分娩で責任開始日からその日を含めて1年の間に支払事由に該当したもの、または外反母趾・内反小趾・強剛母趾・足底筋膜炎・偏平足等で責任開始日からその日を含めて2年の間に支払事由に該当したもの。

【さわやか】交通事故相互共済「夢でよかった♪」(約款抜粋)

死亡共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故による傷害を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が死亡したとき。
【支払額】共済証券記載の死亡共済金額

後遺障害共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故による傷害を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が約款別表1に定める後遺障害状態に該当し、回復の見込みのないとき。同一人に2種類以上の後遺障害が生じた場合には、上位等級の後遺障害共済金を支払う。
【支払額】後遺障害等級:1級:死亡共済金額の100%、2～4級:死亡共済金額の20%、5～7級:死亡共済金額の10%、8～10級:死亡共済金額の6%、11～14級:死亡共済金額の2%

入院共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故による傷害を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が6日以上の入院をしたとき。
【支払額】死亡共済金額の2%

骨折共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故を原因として、被災者が骨折(当該事故の日から180日以内に診断されることを要します)したとき。
【支払額】死亡共済金額の1%
※被共済者の事故責任割合が50%以下の場合の相手方損害に対する共済金は支払いません。
【加入年齢】満1歳～満79歳　【更新年齢】満94歳まで
【契約更新】1年ごとの自動更新

※各共済の詳細は、お申込み前に共済総合約款(冊子またはマイメニュー内)で必ずご確認ください。

【なごみ】組合への加入資格

日本標準産業分類（小売業）に定める通信販売・訪問販売小売業又はその他の無店舗小売業を行う事業者が対象となります。
尚、対象地区は以下の全国40都道府県に在住の方。
（北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

【なごみ】交通事故相互共済「ドライブプロテクト」(約款抜粋)

①共済契約者:この共済契約の共済契約者は、なごみ共済協同組合の組合員である者とします。
②被共済者:この共済の被共済者は、共済契約者が個人の場合は、共済契約者及び共済契約者の三親等内の血族、配偶者ならびに三親等内の姻族とし、共済契約者が法人の場合は、法人の役員、社員、パートタイマー及びアルバイトとし、日本国内に居住する次の範囲とします。
【契約年齢】満1歳以上満80歳未満　　**【更新年齢】**満95歳未満

この共済は、以下の損害のてん補を目的とします。
(1)被共済者が運転中の自動車等の日本国内で生じた交通事故により、被共済者、同乗者または相手方に死亡・後遺障害・入院・骨折が生じ、被共済者が被った損害(この場合、死亡・後遺障害・入院・骨折となった被共済者、同乗者および相手方を「被災者」といいます)
(2)被共済者が同乗中の自動車等の日本国内で生じた交通事故により死亡・後遺障害・入院・骨折となり、被った損害(この場合、死亡・後遺障害・入院・骨折となった被共済者を「被災者」といいます)
(3)自動車等に乗車していない被共済者が、日本国内で生じた交通事故により死亡・後遺障害・入院・骨折となり、被った損害(この場合、死亡・後遺障害・入院・骨折となった被共済者を「被災者」といいます)

死亡共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故による障害を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が死亡したとき。
【共済金額】共済証券記載の死亡共済金額

後遺障害共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故による障害を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が組合所定の後遺障害状態に該当し、回復の見込みのないとき。
【共済金額】後遺障害の等級に応じて、死亡共済金額の100%～2%

入院共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故による障害を原因として、当該事故の日から180日以内に被災者が6日以上の入院をしたとき。
【共済金額】死亡共済金額の2%

骨折共済金
【支払事由】共済期間中に発生した交通事故を原因として、被災者が骨折(当該事故の日から180日以内に診断されることを要します)したとき。
【共済金額】死亡共済金額の1%

本共済における共済金の支払
共済証券に記載の死亡共済金額(既に支払っている共済金も含みます)を限度とするものとし、共済期間中の支払額が共済証券に記載の死亡共済金額に到達したときは、この共済契約は消滅します。

【なごみ】入院相互共済「心配なし」(約款抜粋)

1年更新タイプ(単位:円)

	年齢	基本プラン		シニア向けお手頃プラン	
		10,000円コース	5,000円コース	3,000円コース	1,000円コース
契約年齢	5 - 9		1,230		
	10 - 14		1,160		
	15 - 19		1,200		
	20 - 24	2,600	1,330		
	25 - 29	2,950	1,510		
	30 - 34	3,150	1,610		
	35 - 39	3,360	1,720		
	40 - 44	3,680	1,880		
	45 - 49	4,310	2,190		
	50 - 54	5,310	2,690		
	55 -59	6,690	3,380		
	60 - 64	8,740	4,410	2,670	
	65 - 69	11,730	5,900	3,570	
	70 - 74	16,010	8,040	4,850	
更新年齢	75 - 79	21,510	10,790	6,500	契約年齢 2,210
	80 - 84	28,180	14,120	8,500	更新年齢 2,880
	85 - 89	35,920	17,990	10,820	3,650
	90 - 94	43,900	21,990	13,220	4,450

①共済契約者:この共済契約の共済契約者は、なごみ共済協同組合の組合員である者とします。
②被共済者:この共済の被共済者は、共済契約者が個人の場合は、共済契約者及び共済契約者の三親等内の血族、配偶者ならびに三親等内の姻族とし、共済契約者が法人の場合は、法人の役員、社員、パートタイマー及びアルバイトとし、日本国内に居住する次の範囲とします。
【契約年齢】満1歳以上満80歳未満　　**【更新年齢】**満95歳未満

入院共済金
【支払事由】被共済者が日本国内において、共済期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき
(1)責任開始日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院、責任開始日以後に発生した組合所定の不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院、または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
(2)病院または診療所における入院
【共済金額】共済証券記載の入院共済金日額×入院日数

手術共済金
【支払事由】被共済者が、共済期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき
(1)責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術
(2)病院または診療所において受けた手術
(3)組合所定のいずれかの種類の手術
【共済金額】入院共済金日額の10倍・20倍・40倍

退院共済金
【支払事由】被共済者が、責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療により入院共済金が支払われる5日以上の入院をした後、共済期間中に生存して退院したとき
【共済金額】入院共済金日額の6倍

通院共済金
【支払事由】被共済者が、共済期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき
(1)責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害の治療により入院共済金が支払われる5日以上の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間の通院
(2)病院または診療所への通院
【共済金額】入院共済金日額の60%×通院日数

先進医療特約
この特約は、被共済者が厚生労働大臣の定める先進医療により療養を受けた場合に共済金を支払うものです。
【支払事由】被共済者が、共済期間中に次の条件をすべて満たす療養を受けたとき
(1)責任開始日以後に発生した傷害または疾病を直接の原因とする療養であること
(2)公的医療保険制度における先進医療による療養であること
【共済金額】先進医療による療養に係わる技術料と同額(白内障を原因とする場合には30万円を限度)

共済金の支払限度
(1)入院共済金の1回の入院についての支払限度は1,100日とします。また、通算支払日数には制限はありません。ただし、精神障害を原因とする場合は365日を限度とします。
(2)手術共済金の通算支払額には制限はありません。
(3)退院共済金の支払回数には制限はありません。
(4)通院共済金の1回の入院についての支払限度は、支払日数30日とします。また、通算支払限度は、支払日数1,000日とします。

加入できない職業・その他
以下の方は、入院日額10,000円コースにはご加入できません。
※旅客運送業(タクシー・トラック・ダンプドライバー等)、主婦、失業者、アルバイト、年金受給者、継続的な収入のない方、19歳以下の方

※各共済の詳細は、お申込み前に共済総合約款(冊子またはマイメニュー内)で必ずご確認ください。

エージェント規約等

エージェント規約

第1条(用語の定義)

会社	「ウイズ株式会社」をいう。
会社取扱商品	会社が取扱う商品および役務をいう。
エージェント	会社と会社取扱商品の受託販売契約を締結し、活動を正式に認められたものをいう。
通販ビジネスエージェント	エージェントのうち、通販サポートエージェントおよびさわやかクラブ会員以外のものをいう。
通販サポートエージェント	エージェントのうち、エージェント募集が認められていないものをいう。 ※通販サポートエージェントは、2016年4月14日をもって新規募集を終了しています。
さわやかクラブ会員	エージェントのうち、会社が運営するさわやかクラブの会員をいう(エージェント募集不可)。
提携会社	会社が人生いろいろ♪の提供に際して、提携している会社をいう。

第2条(エージェント業務)

エージェントは、次の業務を行うことができる。
(1)会社取扱商品の募集
(2)エージェントの募集
(3)エージェントおよび契約者への情報提供並びに契約等の維持管理業務
(4)契約の失効および解約防止に向けた業務
(5)その他、前4号に付随する業務
(6)その他、会社から個別に委託された業務

第3条(コミッション)

エージェントは、会社が別に定めるビジネスプランに従い、コミッション(特定利益)を受給することができる。ビジネスプランには、通販商品の売上から発生する手数料と、共済加入者の紹介により発生する手数料がある。
2.エージェントは、コミッションを受給する条件として、エージェント登録料および更新料のほか、ビジネスプランに定める特定負担が生じる。
3.前各号に関わらず、エージェント登録を解除されたエージェントは、解除と同時にコミッション受領権が消滅する。

第4条(エージェントの登録要件)

エージェント登録申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合、エージェント登録ができない。
(1)学生または20歳未満の方
(2)公務員など二重就業が禁止されている職業の方
(3)日本国内に在留資格のない外国籍の方、または日本滞在が1年未経過の方
(4)過去にエージェント登録が除名処分となった方
(5)クーリングオフおよび退会手続完了日(譲渡後に、譲渡前の名義で紹介者を変更して再登録する場合も含む)から起算して6ヵ月以上経過していない方(但し、会社が認めた場合はその限りでない)
(6)会社が別に定める反社会的勢力の排除規程に該当する方
(7)成年被後見人、被保佐人、被補助人
(8)懲役または禁固の刑に処せられた方
(9)強制執行または保全処分を受けた方
(10)各種メディア等で風評等が取りざたされ、会社または他のエージェントの活動に影響を及ぼすと会社が判断した方
(11)会社が定める倫理綱領・行動基準に反していると会社が判断した方
(12)その他、エージェントとして適格でないと会社が判断した方
2.会社は、すでに登録済みのエージェントが前項各号のいずれかに該当する場合、いつでもエージェント登録を解除することができる。

第5条(エージェント登録)

エージェント登録はオンライン登録のみとし、支払方法はクレジットカード(デビットカード可)による決済とする。(オンライン登録ページ http://wis811.com/)
2.エージェント登録申込者は、エージェント登録に際して、エージェント登録料(スタートキット資料代金)として11,000円(税込)を支払わなければならない。
3.オンライン登録およびエージェント登録料のクレジット決済が終了し、かつ会社が承認した日を登録日(契約日)とする。
4.法人としてエージェント登録する場合は、法人名と代表者名で登録しなければならない。
5.さわやかクラブ会員は、エージェント登録料を支払い、会社所定の手続きが完了することで、通販ビジネスエージェント登録することができる。
6.通販サポートエージェントは、エージェント登録料を支払い、会社所定の手続きが完了することで、通販ビジネスエージェントに昇格することができる。

第6条(エージェント更新料)

エージェントは、翌年以降の登録月(以下、「更新月」という)に、更新手数料(特定負担)として2,200円(税込)を支払わなければならない。支払方法はコミッションと相殺する。ただし、更新月のコミッションが更新手数料に満たない場合は、その後発生したコミッションをプールし、合計金額が更新手数料を超えた際に相殺する。

第7条(登録事項の変更)

エージェントは、登録事項に変更等が生じたときは、直ちに会社所定の手続きを行わなければならない。
2.会社の知った最後の住所または連絡先宛に発した通知は、エージェントに到達したものとみなす。
3.法人として登録したエージェントの代表者が変更した場合、1ヵ月以内に会社所定の書面(変更後の登記簿謄本含む)を会社に提出し、会社の書面による承認を得なければならない。

第8条(守秘義務および業務遂行状況の調査協力義務)

会社の書面による事前の承諾のある場合を除き、エージェントはエージェント活動遂行において、知り得た事項を当該活動の目的以外に使用してはならない。または第三者に漏らしてはならない。
2.会社は、いつでもエージェントに対し、エージェント活動の遂行状況について報告や事実確認のための調査を行うことができる。またエージェントは当該調査に協力しなければならない。

第9条(会社取扱商品)

会社取扱商品は、会社が別に定める「オンライン通販カタログ」によるものとする。なお、最新の会社取扱商品をオンライン通販ページ(http://wis811.com/)に掲載するものとする。

第10条(会社取扱商品の注文と引き渡し時期および支払方法)

エージェントは、会社取扱商品をオンライン通販(オンライン通販ページ http://wis811.com/)によって注文することができる。
2.会社取扱商品の支払方法はクレジットカード(デビットカード可)による決済となる。ただし、「人生いろいろ♪」の2回目以降については銀行口座振替が選択できる。
3.会社取扱商品を注文したエージェントが、商品納品時に受け取り拒否もしくは長期不在によって納品できず、会社または提携会社に返品された場合、当該エージェントは、それに関わった手数料および送料等の実費をコミッションから相殺または別の手段により支払わなければならない。

第11条(共済制度)

エージェントは、ウイズトータルサポート記載の共済制度に加入することができる。ただし、エージェントは共済募集人ではないため、商品説明、加入勧奨、契約の媒介などの募集行為はできない。
2.エージェントは、なごみ共済協同組合の組合員登録にあたって、以下の書類を提出しなければならない。
(1)個人事業主:「開業届出書」「本人確認書類(※1)」「税務申告書(※2)」
(2)法人:「登記簿謄本」「税務申告書(※2)」
※1:運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳のいずれか一つです。
※2:「会社より通販手数料および通販商品購入状況をなごみ共済に提出するよう依頼いたします。」へチェックしてください。

第12条(エージェント登録の解除)

会社は、エージェントが次の各号のいずれかに該当する場合(エージェント本人の名義で行ったかどうかに関わらず、エージェントが関与した場合を含む)、いつでもエージェント登録を解除することができる。
(1)エージェントが会社の方針、関連法規、公的秩序に反する行為をしたと会社が判断した場合
(2)第4条第1項各号のいずれかに該当する場合
(3)本規約およびその他会社が定めた諸規程や指示等に違反したと会社が判断した場合
(4)会社の名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為をしたと会社が判断した場合
(5)会社に損害を与えた場合
(6)会社のビジネスを阻害する可能性があるビジネスに関与したと会社が判断した場合
2.会社は、前項第6号に規定する会社のビジネスを阻害する可能性があるビジネスにつき、会社のホームページに掲載できるものとする。

第13条(権利の譲渡、再登録)

原則として、エージェントは、第三者にその権利を譲渡することができない。
2.前条にかかわらず、次の各号のすべての要件を満たし、かつ会社が承認した場合、エージェントの権利を譲渡することができる。
(1)エージェントが死亡したとき、または会社が権利の承継が正当であると判断したとき。なお、当該エージェント死亡日より90日以内に申し出のない場合、会社は、エージェントの権利の譲渡を放棄したものと見なす。
(2)譲渡するエージェントの3親等以内の親族
(3)譲り受ける方が、第4条第1項各号のいずれにも該当しないこと
3.エージェントの権利を譲渡するためには、会社所定の譲渡手数料を支払い、かつ会社所定の書面にて必要事項を記載(会社が指定する必要書類を含む)のうえ提出しなければならない。
4.理由の如何にかかわらずエージェント登録を喪失した場合は、6ヵ月間は再登録することができない。また、会社の判断により登録を解除されたエージェントの再登録は認めない。

第14条(法令および規程等の遵守)

エージェントは、関連法令はもとより各種ガイドライン、本規約、委任業務遂行のために会社が定めた諸規程や指示等を遵守しなければならない。

第15条(エージェント規範)

エージェントが下記の遵守事項に違反した場合、会社はエージェント登録の解除およびコミッション支払い停止や返却を請求する権利を有する。また、違反の内容によってはエージェント自身に法的処置が科せられることがある。

記

【遵守事項】
1)会社のビジネスを勧誘する際は、以下の事項を十分に説明しなければならない。
①会社取扱商品の種類、性能、特徴などについて
②会社取扱商品購入等の取引に伴う特定負担について
③契約の解除(クーリングオフを含む)について
④この取引において得られる報酬(ビジネスプランを含む)について

⑤その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について契約の締結および勧誘をする際、または契約の解除を妨げるために上記の事項につき、故意に事実を告げず、または不実のことを告げる行為をしてはいけません。また、人を威迫して困惑させてはいけません。
2)エージェント契約の勧誘・締結や契約の解除にあたって、相手方が判断する際に重大な影響を及ぼす事項について、故意に事実を告げず、または事実を曲げて告げる行為や威迫して困惑させるなどの行為はしてはならない。
3)ビジネスを勧誘する際は、自身が会社のエージェントであること・会社のビジネスが特定商取引に関する法律(以下、「特定商取引法」という)に基づく連鎖販売取引であることを告げなくてはならない。
4)初めて会社のビジネスについて説明する際は、ビジネス活動に参加しない場合においても、必ず特定商取引法第37条第1項(連鎖販売取引)に定められた「概要書面」を交付しなければならない。

【禁止事項】
1)勧誘する目的であることや商品の説明をおこなわず、勧誘すること。
2)勧誘する目的であることを告げずに、公衆の出入りする場所以外の場所において勧誘、契約をおこなうこと。
3)販売する商品の種類、性能、品質、価格など内容について説明しなかったり、事実と異なる言動をとること。(医薬品以外のもので、効果・効能をうたうことはできません)
4)ビジネスを始めるにあたって、エージェント登録、コミッションの受給条件など本人が負担する金額と種類、またエージェントが受給することのできるコミッションの種類と金額について説明しなかったり、事実と異なる言動をとること。
5)エージェントを勧誘するに際し、確実に儲かると断定的に相手に告げたり、判断を誤らせる言動をとること。
6)購入した商品の返品方法とその条件、およびエージェント登録の解除についての方法とその条件について、特に「クーリングオフ」についての権利と方法について説明しなかったり、事実と異なる言動をとること。
7)契約を締結させるためや、契約の解除を妨げようと相手を威迫し、困惑させる行為。
8)エージェント登録をしようとする方の判断に影響を及ぼす重要な事項について説明しなかったり、事実と異なる言動をとること。
9)相手の同意なしに、長時間、もしくは不適当な時間に勧誘、紹介、推薦活動をおこなうこと。
10)エージェントが無断で会社が所有する商標(ロゴ)、商号を使用すること。
11)不特定多数の方を対象にインターネットなどのメディアに広告書面を公表すること。
12)特定商取引法、刑法、薬機法、消費者契約法等の関連法規に違反、または違反の疑いのある言動をとること。
13)他社の連鎖販売取引、およびその商品をエージェントに勧めること。
14)会社取扱商品の転売をすること。

第16条 (個人情報の取扱い)
会社は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させるなど、個人情報の保護を推進する。
2.個人情報の利用目的
会社は、個人情報保護に関する法令により認められる場合を除き、次の各号に定める利用目的を超えてエージェントの個人情報を利用する場合はあらかじめ本人の同意を得るものとする。
(1)会社取扱商品、販促物および各種書面の配送、会報誌(メール案内)の発送(送信)
(2)コミッションの支払いに関連する事項
(3)エージェント登録および契約の維持管理
(4)ビジネス活動をサポートするための登録・購買実績、ボーナス状況他の情報の提供、新製品の案内
(5)医療・環境・教育・児童養護・社会福祉等に係る団体への支援等による社会貢献活動
(6)ビジネス遂行上、会社が必要と判断する範囲内において、本人またはグループなど関係者へのビジネスの状況確認、トラブル処理、ビジネスの適正化を目的とした連絡または情報提供
3.第三者提供
会社が取得した個人情報は、以下に定める場合を除き本人の同意を得ることなく第三者提供を行わない。
(1)法令に基づく場合
(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
4.共同利用
会社は、取得した個人情報を業務に必要な範囲内において以下に定めるものと共同利用することがある。共同利用に関する公表事項は以下の通り。
(1)共同して利用する個人データの項目:エージェント番号/住所/氏名/生年月日/性別/電話番号/メールアドレス/口座情報/登録日/解約日/証券番号/購買履歴/ボーナス達成状況/ボーナス状況
(2)共同して利用する者の範囲:ウイズ株式会社、なごみ共済協同組合、さわやか労働組合、特定非営利活動法人国際支援活動協会、エージェント
(3)共同して利用する者の目的:個人情報の利用目的に記載のとおり
(4)管理責任者:ウイズ株式会社
5.個人データの外部委託
会社が保有する個人データは、個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲において、会社との契約に基づき守秘義務を負う業務委託先の事業者に委託する場合がある。
6.個人情報の開示等の請求
会社は、本人から、書面により自己の情報について開示、変更、追加または削除、利用停止または消去、第三者提供の停止の求めがあったときは、法令に基づき対応する。
7.個人情報の取扱い
エージェントは、会社に登録したことで知り得た他社の個人情報は、自己の責任において管理し、第三者に漏洩したり、不当な目的のために利用してはならない。
8.個人情報の取扱いに関する照会窓口は、下記のとおりとする。
記
ウイズ株式会社
東京都千代田区神田錦町3-17
TEL. 03-4500-8800　FAX. 03-6380-2594
受付時間(9時30分～17時30分　土曜・日曜・祝祭日を除く)

第17条 (クレジットへの抗弁権の接続)
割賦購入した商品が引渡されない場合、および不実告知を受けたことにより誤認して割賦購入による契約を締結した場合等、エージェントが会社に対して支払いを拒める際は、クレジット会社からの支払請求を拒否することができる。
※会社は割賦販売を行っておりません。

第18条 (中途解約)
エージェントは、解約届を会社に提出することにより、いつでもエージェント登録を解除することができる。
2.エージェント都合による返品は、以下の条件を満たす場合に限る。
※在宅検査キット各種は商品の特性上、返品対象外となります。
(1)エージェント登録から1年以内の個人登録エージェントであること。
(2)エージェントご自身が購入した商品で、なおかつご自身の意思で返品する場合であること。
(3)返品申出日から直近90日以内に購入した商品で未使用・未開封・再販可能のもので、かつ汚染、破損していない商品であること。
(4)解約に伴う返品であること。
3.返品希望者は、指定の返品申請書に記入の上、商品と同封して返送するものとする(送料はエージェント負担)。
4.会社は、返品商品買戻し代金として当該商品の購入金額の90%に消費税を加えた金額で買戻しさせていただきます。なお、返金は商品購入時の振込名義人の口座へ振込むものとする(振込手数料は本人負担)。
5.当該商品購入に対して支払われた当該エージェントに対するコミッションは、返品商品買戻し代金より相殺するものとする。また、会社は、返品商品買戻し代金より返品時まで支払われたコミッション金額が多い場合は、その差額を徴収するものとする。
6.当該商品購入に対してコミッションの支払いを受けたすべてのエージェントは、その全額を会社に返金しなければならない。会社は、返金月にコミッションが発生している場合は、コミッションから相殺するものとする。
7.返品商品の買戻しは、会社が返品商品を受領してから速やかに行うものとする。
8.届いた商品が不良品または、注文と異なる商品だった場合、お届け日より10営業日以内に会社または提携会社へ連絡のうえ、送料着払いにて返送するものとする。会社は、商品の到着後、代替品を送付するものとする。
※お届け日を含む10営業日以内に連絡がない場合、要望を承れないことがあります。

第19条 (マイナンバーの提出について)
エージェントは、コミッションの支払いにあたり、会社のマイナンバーの提出の要請があった場合は、すみやかに提出しなければならない。マイナンバーの提出がない場合は、コミッションの支払いを保留することがある。

第20条 (社会貢献)
エージェントは、会社が提唱する全員参加型社会貢献活動に賛同し、月額のコミッションが10万円(税込)を超えた場合その3%を、50万円(税込)を超えた場合その5%を寄付できるものとする。この場合、会社は、一時的にコミッションから当該寄付金額相当額を控除して預り、その後、会社が指定する団体へ寄付を行うものとする。
2.前項によりお預かりした寄付金は、特定非営利活動法人国際支援活動協会を通して、社会貢献活動に寄与するものとする。

第21条 (違反行為に対する罰則)
会社は、エージェントが関連法令および本規約または会社が定めた諸規程や指示等に違反した場合、会社が別に定める規程により処分を行うことができる。

第22条 (損害の賠償および債務の弁済)
エージェントは本規約に違反し、他に対して損害を与えた、債務を負った場合は、エージェント登録期間中の行為か否かにかかわらず、解決のために協力するとともに、その損害の賠償や債務を弁済しなければならない。

第23条 (本規約の変更)
会社は、会社が別に定める方法により、事前にエージェントに通知することにより、会社取扱商品の内容・種類、本規約および本規約に付随するビジネスプランを変更することができる。
2.前項にかかわらず、経済事情・社会情勢の変動、関連法規変更および遵守に伴い、会社が必要と判断した場合、商品内容や特定負担、特定利益の算出方法およびエージェント規約について予告なしに変更する場合があるものとし、エージェントはそれを了承しているものとする。

第24条 (疑義の解決)
本規約に定められていない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、会社がその都度決定する。

第25条 (管轄裁判所)
本規程に基づく訴訟については、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意裁判所とする。

＜附則＞
1. 2019年5月1日をもって、エージェント規約を制定する。
2. 2020年7月10日をもって、エージェント規約を改定する。
3. 2021年1月1日をもって、エージェント規約を改定する。

制定　2019年05月01日
改定　2021年01月01日

クーリング・オフについて

1.郵便および電磁的方法（E-mail、FAX）により必要事項（下図参照）を通知することで、無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は通知を発信したとき（郵便消印日付、送信日付など）から発生します。
〔クーリング・オフ可能期間〕・エージェント登録、ホッとひと息：「契約書面」を受領した日から起算して20日間
・人生いろいろ♪：申込日から起算して20日間

2.この場合、
①お客様は、損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
②お客様が、すでにお支払いの代金は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
③お客様は、権利を行使して得られた利益に相当する金銭を請求されることはありません。又、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価を請求されることはありません。

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫 したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から20日を経過するまでは通知によりクーリング・オフすることができます。

郵便はがき

切手

1 0 1-0 0 5 4

東京都千代田区神田錦町
3丁目17番地
廣瀬ビル12階

ウイズ株式会社　行

〈表面〉

登録申請日:　　年　月　日
エージェント番号:
氏　　名:　　印
住　　所:
電 話 番 号:
商品名・金額:
紹 介 者:
振 込 口 座:

上記日付の申込は撤回し、
契約を解除します。

〈裏面〉

※郵便葉書に登録申請日、エージェント番号、氏名、住所、電話番号、商品名・金額、紹介者名を記入し、捺印の上送付ください。
※簡易書留扱が確実です
※E-mailの場合は、印は不要ですが、ご登録のメールアドレスから送信ください。
※E-mailの場合は、contact@wis811.comへ送信ください。
※FAXの場合は、03-6380-2594へ送信ください。

ご登録のコミッション振込口座と異なる場合のみご記入ください。

エージェント登録をクーリング・オフする場合は、その旨を必ずご記入ください。

反社会的勢力の排除規定

1.ウイズ株式会社(以下「会社」という)は、エージェントが以下の各号に該当する者(以下「反社会的勢力」という)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、エージェント登録を解除することができる。
①暴力団
②暴力団員
③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
④暴力団準構成員
⑤暴力団関係企業
⑥総会屋等
⑦社会運動等標ぼうゴロ
⑧特殊知能暴力集団
⑨その他前各号に準ずる者

2.会社は、エージェントが反社会的勢力と各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、エージェント登録を解除することができる。
①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
⑤その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3.会社は、エージェントが自らまたは第三者を利用して各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告をせず、エージェント登録を解除することができる
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を棄損し、または会社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

4.会社が本規定によりエージェントの登録を解除した場合には、エージェントに損害が生じても会社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により会社に損害が生じたときは、エージェントはその損害を賠償するものとする。

＜附則＞
1. 2019年5月1日をもって、反社会的勢力の排除規定を制定する。

制定　2019年05月01日

ビジネスプラン

このビジネスプランは、エージェント規約(以下、「本規約」といいます)により、ウイズ株式会社(以下、「会社」といいます)がエージェントに支給するコミッションに関する事項について定めます。

1. 通販商品

1)あなたが販売した通販商品(人生いろいろ♪除く)の販売価格(税込)に対して以下の料率を乗じてコミッションを支給いたします(血液検査キットは対象外)。
ただし、人生いろいろ♪会員がWISモール会員優待サービスを利用して購入した場合は、コミッションの支給対象となりません。
・コミッション:10%

2)あなたのグループにおいて販売した通販商品(人生いろいろ♪)の商品価格(税込)に対して、以下の料率を乗じてコミッションを支給いたします。

レベル	コミッション率		取得条件・タイトル名 (人数は直紹介の在席数)
	エージェント	家族会員 さわやかクラブ会員	
1	10%	30%	1人〔スター①〕
2	5%	1%	2人〔スター②〕
3	5%	1%	3人〔スター③〕
4	5%	1%	4人〔スター④〕
5	3%	1%	5人以上〔スター⑤〕
6	3%	1%	ダイレクト・エージェント以上
7	2%	1%	ブロンズ 以上
8	2%	0.5%	シルバー 以上
9	2%	0.5%	ゴールド

[特定負担]
本人が通販商品(人生いろいろ♪)を購入していること

※在席数…人生いろいろ♪および共済商品に加入している通販ビジネスエージェント数(さわやかクラブ会員・通販サポートエージェントは含みません)
※あなたのグループにおいて、人生いろいろ♪の登録があなたの登録月と同月、またはあなたの登録月の翌月以降に登録された契約を対象といたします。
※家族会員およびさわやかクラブ会員の適用について
2019年5月12日以降に申込まれた家族会員およびさわやかクラブ会員の契約が対象となります。ただし、既契約および再加入は除きます。

2. 報酬プラン(基準)

1)報酬プランは、下表の基準に基づき、商品毎に設定された料率を乗じてコミッションを支給いたします。

レベル	取得条件・タイトル名 (人数は直紹介の在籍数)	コミッション名
1	1人〔スター①〕	基本プラン
2	2人〔スター②〕	
3	3人〔スター③〕	
4	4人〔スター④〕	
5	5人以上〔スター⑤〕	
6	ダイレクト・エージェント以上	スタートダッシュボーナス
7	ブロンズ 以上	リーダーボーナス
8	シルバー 以上	
9	ゴールド	

※在席数:人生いろいろ♪および共済商品に加入している通販ビジネスエージェント数(さわやかクラブ会員・通販サポートエージェントは含みません)
※1レベルに共済商品に加入しているさわやかクラブ会員および通販サポートエージェント(以下、「サポートAG等」という)が在席している場合、同レベルに通販ビジネスエージェントが在席していなくても、サポートAG等からボーナスが発生します。

2)各コミッションの詳細は以下のとおりです。

①基本プラン
(ア)直接紹介の在席数によって、1レベル～5レベルまでのコミッションを取得できます。
(イ)各レベルによりコミッション率が変わります。

②スタートダッシュボーナス
(ア)登録日の翌月から3ヵ月間を「スタートダッシュチャレンジ期間」とし、本期間の最終日時点で直紹介の在席数が6人以上いる場合、6レベル目のコミッションを取得する権利を得ることができます。ただし、2019年7月31日までにプレミアムセットまたは総合共済セット(以下、「プレミアムセット等」といいます)に申込み、かつプレミアムセット等の契約を維持されている方は、3ヵ月の期限はなくなります。
(イ)3ヵ月経過後は在席数12人達成で6レベル目のコミッションを取得できます(期間の制限はありません)。
(ウ)上記、(ア)または(イ)を達成したエージェントをダイレクト・エージェント(DA)と呼びます。
※上記、(ア)または(イ)を満たしていない月はDAではなくなり、6レベル目のコミッションは取得できません。再度、同条件を達成すればDAに復活します。

③リーダーボーナス
(ア)ダイレクト・エージェント(DA)のみがチャレンジできるボーナスです。
(イ)下表の各タイトル毎のⅠⅡ両方の昇格条件を達成すると、7レベル以降のコミッションを取得できます。あなたがDAであることが前提条件です。

タイトル	昇格条件	レベル
ブロンズ	Ⅰ.グループ総在席数200人以上 Ⅱ.Ⅰのうち、最も大きなグループを除いた人数が100人以上	7レベル
シルバー	Ⅰ.グループ総在席数400人以上 Ⅱ.Ⅰのうち、最も大きなグループを除いた人数が200人以上	8レベル
ゴールド	Ⅰ.グループ総在席数1,000人以上 Ⅱ.Ⅰのうち、最も大きなグループと2番目に大きなグループを除いた人数が300人以上	9レベル

※DAでなくなった場合、本権利は消滅しますが、再度DAに昇格すれば権利は復活します。

④ダイナミックコンプレッション
ペイライン外において、ご自身のグループ会員の中でそれぞれのタイトルの差で生じたコミッションを、より高いタイトルの保持者に支払われるボーナスのことを指します。
※グループのさわやかクラブ会員および通販サポートエージェントからのダイナミックコンプレッションは発生しません。また、通販サポートエージェントでご登録の場合、同ボーナスは発生しません。

3. 報酬プラン(会員および共済加入者の紹介)

1)あなたのグループに所属するエージェントおよび会員の商品価格および共済掛金の基準価格(以下、「※基準価格」という)に対して以下の料率を乗じたコミッションに消費税を加算して支給いたします。
※基準価格とは、共済掛金を1.08で除した値(小数点以下切り捨て)、または商品価格(税抜価格)をいいます。

レベル	コミッション率						取得条件・タイトル名 (人数は直紹介の在籍数)
	人生いろいろ♪ ドライブプロテクト 夢でよかった♪ わぁ〜たすかった!		これで万全 困ったなし(定期・終身) 心配なし これなら頑張れる!		関所 通りゃんせ		
	エージェント	家族会員 さわやかクラブ会員	エージェント	家族会員 さわやかクラブ会員	1年更新	終身	
1	10%	30%	10%	30%	3%	2%	1人〔スター①〕
2	5%	1%	3%	0.5%	3%	2%	2人〔スター②〕
3	5%	1%	3%	0.5%	3%	2%	3人〔スター③〕
4	5%	1%	3%	0.5%	3%	2%	4人〔スター④〕
5	3%	1%	3%	0.5%	2%	1%	5人以上〔スター⑤〕
6	3%	1%	3%	0.5%	2%	1%	ダイレクト・エージェン 以上
7	2%	1%	3%	0.5%	2%	1%	ブロンズ 以上
8	2%	0.5%	3%	0.5%	2%	1%	シルバー 以上
9	2%	0.5%	3%	0.5%	2%	1%	ゴールド

[特定負担]
本人がコミッション支給対象となる共済商品等に加入していること。ただし、夢でよかった♪とドライブプロテクトはいずれかに加入している場合、困ったなし(定期もしくは終身)と心配なしはいずれかに加入している場合、わぁ〜たすかった!とこれで万全はいずれかに加入している場合、双方の特定負担を満たし、関所に加入している場合は、困ったなし(定期 もしくは終身)と心配なしの特定負担も満たしたものとします。

※あなたのグループにおいて、各共済商品等の登録があなたの登録月と同月、またはあなたの登録月以降に登録された共済商品等を対象といたします。
ただし、2017年6月1日以降に通りゃんせ加入者本人は対象外です。
※家族会員およびさわやかクラブ会員の適用について
2019年5月12日以降に申込まれた家族会員およびさわやかクラブ会員の契約が対象となります。ただし、既契約および再加入は除きます。

4. 報酬プラン(ホッとひと息)

あなたのグループにおいて販売した商品(ホッとひと息)の商品価格(税込)に対して、以下の料率を乗じてコミッションを支給いたします。

レベル	コミッション率	取得条件・タイトル名 (人数は直紹介の在籍数)
1	20%	1人〔スター①〕
2	10%	2人〔スター②〕
3	10%	3人〔スター③〕
4	10%	4人〔スター④〕
5	10%	5人以上〔スター⑤〕
6	10%	ダイレクト・エージェント以上
7	2%	ブロンズ 以上
8	2%	シルバー 以上
9	2%	ゴールド

[特定負担]
本人がホッとひと息を購入し、かつ、共済商品等に加入していること

※あなたのグループにおいて、ホッとひと息の登録があなたの登録月と同月、またはあなたの登録月の翌月以降に登録された契約を対象といたします。

5. コミッションの締日と支払日等

1)各種コミッションは毎月1日から末日までの実績分を翌月25日(金融機関が休みの場合は翌営業日)に、指定口座へ振込事務手数料を差し引いてお支払いします。なお、コミッションは現金や現金書留では取り扱っていません。
2)振込事務手数料は、一律550円(税込)となります。
3)コミッションの月額が5,000円(税込)未満の場合は、会社預かりとなり、合算して5,000円(税込)を越えた際にお支払いします。
4)エージェント登録が個人の場合、月間のコミッションが12万円(税込)を超えた超過金額から源泉税を差し引いた金額をお支払いします。
※コミッションは税込みとなります。

6. コミッションの返金

1)商品の返品が生じた場合、その返品商品により発生したコミッションを受給したすべてのエージェントは、その金額を会社に返金しなければなりません。
2)返金するコミッションは、該当エージェントのコミッションから精算されます。コミッション額不足等により精算できなかった場合、不足金額を請求させていただきます。
3)コミッションの返金義務は、エージェントの資格を喪失した後も継続して負うものとします。

＜附則＞
1. 2019年5月1日をもって、ビジネスプランを制定する。
2. 2019年5月12日をもって、ビジネスプランを改定する。
3. 2019年8月1日をもって、ビジネスプランを改定する。
4. 2020年1月1日をもって、ビジネスプランを改定する。
5. 2021年1月1日をもって、ビジネスプランを改定する。
6. 2022年9月1日をもって、ビジネスプランを改定する。

制定　2019年05月01日
改定　2022年09月01日

ウイズ株式会社（以下ウイズ）倫理綱領・行動基準

ウイズ倫理綱領・行動基準の目的

ウイズ倫理綱領・行動基準は以下の内容を目的として定められています。
1. エージェントおよびウイズビジネスの保護
2. 「世の中に変革をもたらし、笑顔で満ち溢れた社会を創りたい」という創業理念、「World Innovation Smile」というビジョンの共有と促進
3. ウイズビジネスへの心構え(倫理綱領)と、エージェントが遵守しなければいけない責任と義務(行動基準)の伝達
4. ウイズの定める規定への違反によって、ウイズあるいは他のエージェントとの信頼関係を損なった場合の罰則の明示
5. ウイズビジネスの健全な発展と拡大

ウイズ倫理綱領

1. エージェントは、自分の行動が、自分自身のビジネスのみならず、他のエージェントのビジネス、ひいては会社全体のイメージ形成にとって大きな影響を持つことを十分に認識し、法令を遵守し、社会の一員として常に責任のある行動をとらなければならない。
2. エージェントは、ウイズの取り扱う商品およびウイズのビジネスを紹介する際は、真実のみを真摯な態度で説明するものとします。
3. エージェントは、顧客第一主義に立ち、常にお客様を大切にしなければなりません。万が一、お客様から商品に関する苦情を受けた際は謙虚な態度で迅速に対応・処理することが必要です。
4. エージェントは、このビジネスが良好な人間関係の基に成り立つことを自覚し、常に相手の立場を尊重した上で信頼関係を形成するように努めなければいけません。

ウイズ行動基準

この行動基準は、ウイズビジネスとエージェントの行動に関する規則です。エージェントは、笑顔と活気に満ちあふれる誠実なウイズビジネスの維持・発展のためにこの行動基準を誠実に遵守しなければなりません。

ウイズ社会貢献

会社は、全員参加型社会貢献活動を推進しています。月支給のコミッション額が10万円以上の場合には3%、50万円以上の場合には5%の寄付にご協力ください。

ウイズ以外でのネットワーク利用の禁止

ウイズのネットワークは、ウイズビジネスを紹介していくためのウイズ固有の財産であり、エージェントはこのネットワークを利用し他のMLMを勧めてはいけません。また、このネットワークに関する情報を第3者に開示したりすることはできません。
※上記事実が発覚し、会社が認めた場合はただちにエージェント登録を解除します。

＜附則＞
1. 2019年5月1日をもって、倫理綱領・行動規準を制定する。

制定　2019年05月01日

よくある質問

ウイズについて

Q エージェント登録を解約すると、登録料は返金されますか？

A 登録料は返金しておりません。
(登録の際にスタートキットなどのビジネス開始ツール等をお送りしております。そちらの費用も登録料に組み込まれております)

Q どのような社会貢献活動を行っているのですか？

A 弊社は、NPO法人 国際支援活動協会を通じて、国内外において福祉や医療活動に取り組む団体に対する活動支援、経済的支援を行っております。
＜参考＞2021年度においての NPO法人 国際支援活動協会からの寄附金納付先は、次のとおりです。(五十音順、敬称略)

- 認定NPO法人 アジアチャイルドサポート
- 一般社団法人 あしなが育英会
- 社会福祉法人 大阪水上隣保館 児童養護施設 遙学園
- 国立大学法人 京都大学iPS細胞研究所
- 金城 浩二様(有限会社 海の種)
- 認定NPO法人 国境なき子どもたち
- 社会福祉法人 さざなみ学園
- NPO法人 ジャパンハート
- 認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを日本委員会
- 公益財団法人 日本骨髄バンク
- 日本赤十字社
- 公益財団法人 日本盲導犬協会
- 公益財団法人 日本ユニセフ協会
- 認定NPO法人 Future Code

※2022年8月10日時点

Q 紹介手数料(コミッション)が支払われない場合について、教えてください。

A 以下の場合に紹介手数料は支払われません。

- 1ヵ月の紹介手数料合計が5,000円未満のとき(累計で5,000円以上になったときに、振込手数料を引いて振込みます)
- エージェント本人およびグループのエージェントが掛金や代金を未納のとき
- ロールアップしているとき

Q 共済の申込みは、パソコンやスマホからしかできませんか？記入できる申込書はないのでしょうか？

A 紙ベースの申込書は用意しておりません。
それぞれの組合員への登録および共済の申込みは、パソコンもしくはスマートフォンからしていただいています。
契約者、被共済者ご本人がそれぞれご自身でご入力お願いします。

ホッとひと息 情報提供サービスについて

Q サービスの開始日はいつからですか？

A 申込日となります。

Q さわやかクラブ会員はこのサービスに申し込めますか？

A 通販ビジネスエージェント（ビジネスエージェント）登録者のみ本サービスを利用できます。

Q ロールアップ救済サービスについて。
総合セットで共済に加入しています。そのうちの1契約だけ失効してしまい、失効してから1か月以内(失効月と同月)に再加入しました。この際、ロールアップ救済サービスを利用したら、通算2回のうちの1回とカウントされますか?

A はい。
失効再加入の契約数に関係なく、ロールアップ救済サービスを利用した回数をカウントします。

Q 同一名義のセカンドポジション付与サービスについて。
セカンドポジションが本サービスに契約した場合、セカンドポジション自身も、自身のセカンドポジションの登録ができますか?

A いいえ。
登録できません。

人生いろいろ♪について

Q 人生いろいろ♪に契約する(会員になる)と、会員の家族もサービスが受けられますか?

A サービスによって異なります。利用範囲は以下の通りです。
- ・在宅検査サポートサービス:会員本人のみ
- ・ドクターオブドクターズネットワークサービスの「24時間電話健康相談サービス」:会員および会員と同居の家族
- ・ドクターオブドクターズネットワークサービスの「セカンドオピニオンサービス」:会員本人のみ
- ・日常トラブル110番:会員本人のみ
- ・お金の相談安心サポートサービス:会員本人のみ

Q 人生いろいろ♪に契約する(会員になる)と、いつからサービスが受けられますか?

A 申込みをした日の翌日零時からサービスをご利用いただけます。
(サービス提供日の属する月の翌月1日が契約日となります)
ただし、提供するサービスにより以下のとおりとなります。
- ・在宅検査サポートサービス
  ⇒原契約(人生いろいろ♪)の契約日の属する月を起算月として4ヵ月目からサービスをご利用いただけます。
- ・ドクターオブドクターネットワークサービス
  ⇒原契約(人生いろいろ♪)と同じです。
- ・日常トラブル110番
  ⇒原契約(人生いろいろ♪)の契約日の属する月の翌月1日午前零時からご利用いただけます。
- ・お金の相談安心サービス
  ⇒原契約(人生いろいろ♪)と同じです。
- ・WISモール会員優待サービス
  ⇒原契約(人生いろいろ♪)と同じです。

さわやか労働組合について

Q 加入条件は労働者となっていますが会社役員や代表取締役でも加入できますか?

A 『さわやか労働組合』は加入条件を満たせば、正社員、非正規労働者、パート、請負労働者、派遣労働者、すべての労働者が加入できます。よって、役員の方などは、原則組合へのご加入も不可となります。

共済について

Q 共済に加入していますが、控除証明を発行してもらえませんか？

A なごみ共済協同組合、さわやか労働組合、両組合の共済契約は、所得税法上の『生命保険料控除の対象となる保険契約等』に該当しません。よって、保険料控除証明書の発行は出来ません。ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

Q 解約返戻金はありますか？

A 解約返戻金はございません。

Q 解約した月の掛金は、返金されますか？

A 解約月の末日までの保障・補償があるため、その月の掛金の返金は行っておりません。

Q 共済掛金払込みに使用できるカードを教えてください

A ご使用いただけるカードは以下になります。
①クレジットカード：VISA、JCB、マスターカード、アメリカンエキスプレス、ダイナース
②デビットカード：VISAデビット、JCBデビット
③プリペイドカード：VISA, JCB

入院相互共済「困ったなし 定期」「困ったなし 終身」について

Q 免責期間のある手術について教えてください。

A 以下の手術は、責任開始日から1年間は免責(支払対象外)です。
⑴痔瘻、痔核、脱肛手術
⑵子宮関係手術(子宮筋腫摘出術、子宮ポリープ切除術(子宮内膜掻爬術を含む)、流産手術、子宮内容除去術、子宮内容清掃術等)
⑶変形性脊柱障害および椎間板障害に係わる手術
⑷副鼻腔炎手術
⑸白内障に係る手術
⑹ファイバースコープでの大腸ポリープ、胃ポリープ切除術
⑺眼瞼下垂症手術

Q 入院しても入院共済金が支払われない場合があると聞きました。どういうときですか？

A 以下の場合、入院共済金等は支払対象外です。
・責任開始日前に発症・受傷していた傷病が原因の入院等
・頸椎捻挫等で医学的他覚所見のないもの(レントゲンやMRIで異常なしなど)
・検査や、美容整形等、傷病の治療のためではない入院等
・日本国外での入院等
・失効日以降の入院等
・病院または診療所以外への入院
その他、約款の「共済金を支払わない場合」にある免責事由に該当する入院等や、「入院の定義」に当てはまらない入院

Q 骨折して通院しています。請求できますか？

A 通院のみの場合はご請求対象外です。

Q 骨髄ドナー共済金について教えてください。

A 被共済者が骨髄ドナーとなり、その提供のために入院した場合にお支払いするものです。以下の注意点があります。
- 責任開始日から1年間は免責(骨髄ドナーとして提供のために入院しても1年間は支払対象外)
- 自家移植は対象外
- 共済期間を通じて通算1回のみ請求可

Q がん診断共済金の免責期間について教えてください。

A 責任開始日から90日間は免責期間です。
1回目のガン診断共済金の支払い事由発生日から起算して2年経過した日の翌日以降で、共済期間中にガンと診断確定された場合、2回目のガン診断共済金の請求ができます。ただし、以前のガンの再発・転移は対象外です。

Q 告知事項があるが、傷病名、時期等覚えていない場合、とりあえず「告知あること」のみ入力して申し込んでいいですか？

A 病院に確認するなどし、できるだけ告知事項の詳細を確認してから入力してください。

プレニーズ死亡共済「これなら頑張れる!」について

Q 免責期間はありますか？

A 重度障害共済金は、以下のとおり条件があります。
- 被共済者が責任開始日から1年を経過した日以降に発病した病気を原因とする場合、請求対象になります。
(傷害は、責任開始日以降に発生したものを原因とする場合、請求対象となります)

Q 海外で亡くなった場合、保障されますか？

A はい。
責任開始期以降に発生した不慮の事故による傷害や、責任開始期以降に発病した病気が原因であれば、海外でお亡くなりになった場合でも保障の対象となります。

Q 死亡共済金受取人はだれになりますか？

A 被共済者の法定相続人で、①配偶者　②子　③孫　④父母　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹　の法定相続順位によります。

Q 高度障害共済金を被共済者自身が共済金を請求できない状態にある場合はどうすればいいですか？

A 被共済者ご自身が請求できない場合、請求できない理由が確認できる書類の提出をしていただき、当組合が承諾した場合、被共済者の配偶者等のご家族からの請求も受け付けます。

Q 重度障害共済金は何回受け取れますか？

A 重度障害共済金は計2回お受け取りいただけます。(2回の支払事由がそれぞれ異なる場合)
これなら頑張れる!は共済金の給付割合が100%になった時点で契約が消滅します。
給付割合は以下のとおりです。
- 死亡共済金および高度障害共済金：支払事由発生時の死亡共済金額×100%
- 重度障害共済金：支払事由発生時の死亡共済金額×50%

長期入院保障共済「これで万全」について

Q 60日を超えた入院が保障される、ということですが、同じ病気で入退院を数回繰り返してトータルの入院日数が60日以上になった場合、請求対象ですか？

A いいえ。入院日数が継続して61日以上となった場合、その61日目からが請求対象です。

Q 90日間入院をし、61日目から90日目まで長期入院保障共済金が支払われました。
退院して1か月後に30日同じ病気で入院した場合、その30日分も長期入院保障共済金が支払われますか？

A はい。長期入院保障共済金が支払われる入院の退院日の翌日を起算日として180日以内に同じ病気で入院した場合、継続した入院とみなして長期入院保障共済金の支払い対象となります。

Q 長期入院保障共済金の支払い限度について教えてください。

A 1回の入院につき1,040日です。
通算共済期間中の日数制限はありませんが、入院の原因が精神疾患の場合は、通算共済期間につき、60日が限度、また同一傷病によるものは1,040日が限度です。

交通事故相互共済「夢でよかった♪」について

Q 被共済者が自転車運転中、歩行者に接触して骨折させてしまいました。支払対象となりますか？

A 自転車は約款上の『自動車等』に該当せず、支払対象外です。

Q 車に友人を乗せ信号待ちで停車中に追突されました。自身と同乗の友人が頭部打撲で入院を1週間した場合、同乗者を含め2名分請求できますか？

A 共済加入の有無により、以下のとおりとなります。
・運転者のみ加入：運転者のみ支払対象
・運転者・同乗者の双方が加入：2名とも支払対象
・同乗者のみ加入：同乗者のみ支払対象

Q 共済金受取人は誰ですか？

A 共済金受取人は被共済者です。
しかし、被共済者死亡の場合は、被共済者の法定相続人で、①配偶者　②子　③孫　④父母　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹の法定相続順位によります。

Q 道路を運転中(被共済者が運転)、センターラインオーバーの相手方車両に正面衝突され、相手方が6日以上の入院・骨折をしましたが、支払対象となりますか？

A 被共済者の過失がないため(約款上、被共済者の過失割合が50%以下の場合は免責)、支払対象外です。

Q 後遺障害の取扱いを教えてください。

A 自賠責保険が認定する『後遺障害認定等級結果』に基づいて、判断します。
支払共済金は、等級に応じて、死亡共済金額の2～100%(10万円～500万円)となります。

交通事故相互共済「ドライブプロテクト」について

Q 車両の故障時等のロードサービスは付帯されていますか？

A ロードサービスは付帯されていません。
この共済は、交通事故により、死亡・後遺障害・入院・骨折が発生し、被共済者が加害者または被害者になった場合に、共済金をお支払いするものです。

Q 自動車保険(損保会社が取り扱う任意保険)とドライブプロテクト、どちらの補償が必要ですか？

A 対人・対物賠償を中心とした自動車保険とドライブプロテクトは全く補償内容が違います。
ドライブプロテクトに加入していれば、自動車保険は必要ないというものではありません。

Q グループの人が交通事故にあったようです。その契約者に共済金請求書を送ってください。

A 申し訳ございません。共済金請求に関するご連絡は、事故当時の詳細確認が必要なため、被共済者ご本人からお願いします。被共済者ご本人が請求連絡を出来ない場合は、被共済者のご家族からご連絡をお願いします。

Q 共済金請求(6日以上の入院・骨折の場合)に必要な書類は何になりますか？

A 共済金請求書・事故証明書・診断書は必須書類となりますので、入手不可の場合はご請求いただけません。
また、ケースによっては、車検証や運転免許証の写しも提出が必要となる場合があります。

Q 頸椎捻挫・頚部損傷等の入院は支払対象ですか？

A 医学的他覚所見の認められないものは、入院として取扱いません。

入院相互共済「心配なし」について

Q 精神疾患の場合、入院共済金は請求できますか？

A 通算支払日数に制限があります。共済期間を通じて365日が限度です。

Q 責任開始日はいつですか？

A 共済申込みがなされた日、または初回共済掛金が払込まれた日のいずれか遅い日を責任開始日とします。

Q 先進医療共済金の限度額を教えてください。

A 入院日額に関係なく(※1)、共済期間(契約が更新された場合は、更新前の共済期間と更新後の共済期間は継続されたものとします)を通じて1,000万円が限度です。
ただし、白内障を原因とする場合には、30万円を限度とします。
※1：入院日額が1,000円の被共済者の通算限度も1,000万円、入院日額が10,000円の被共済者も通算限度は1,000万円です。

ーお問い合わせ先ー

総合窓口

TEL. 03-4500-8800

平日9:30～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

2022.09

後半セミナーパスワード

wis2023